

五ヶ村用水と代官小泉次大夫

～成立年代と時代背景をめぐって～

【第1部】 “五ヶ村用水”とは？

○五ヶ村用水に関する唯一の調査報告=「水証史」（戸倉英太郎著『都筑の丘に拾ふ 続』所収、昭和30年12月発行）

都筑の中央を西より東に流れる鶴見川の水を、上遊川崎市下麻生旧都筑郡下麻生村で堰留め、其水を同市早野旧都筑郡早野村を経て、我が港北区鉄町、大場町、市ヶ尾町に導き、川和町の境で鶴見川に放水する水路がある。之が此項に述べんとする旧五ヶ村の用水路で、水路の全長凡一里半、巾五・七尺、鶴見川北部旧五ヶ村の水田五十町歩に灌漑用水を与へる大切な役目を持つておる。此水路は川和・能ヶ谷間の県道に沿うておるので、道行く人の目にはよくふれる。

…略…

堰は春分に鎖し、秋分に開くのが大体の定めである。其間でも七、八月が最も灌漑用水を多量に必要とする時であるから、給水の争が生じない為に、一日の内正午より夜十二時までの間は、鉄町が水を取り、夜十二時より翌日正午までは大場・市ヶ尾町に送水することに取組められておる。之は往昔よりの申合であるが、送水時間中は上下お互に警戒したと云う。

『水証史』の目次

五箇村用水路

旧堰

元文の争…元文3年(1738)鶴見川に設けてあった堰が流失、水利五ヶ村は堰の回復をはかるが、下麻生村と三輪村が異議を唱え争論となつた。争論の過程で用水路の絵図が作製されたが、資料も伝わらず結果については不明。

享和出米議定…享和2年(1802)用水路に関係した6ヶ村が、堰が築かれていた麻生村に対し2斗5升の米を提供し、麻生村による堰の管理を一任。

上鉄村の内紛…文政6年(1823)頃、用水路の管理をめぐって上鉄村内部で内紛が起こったが、資料が無く詳細は不明。

早野村との争…文化5年(1808)の凶作を契機に、下鉄村から早野村に対し、堀敷の代米をまけてくれるよう交渉したことから起こった争論。この争論は後に下鉄村の組頭利右衛門により、「堀敷代地もちやくちや嘶」まとめられた。

押切堰

現堰

此堰及用水掘割は、何時何人の計画によつて出来たかはわからない。宝永四年(一七〇七)正月下旬鉄村検地帳に早野村に堀敷代地として渡した上田の事が見ゆるから、それ以前に出来たものに違はない。…略…

其結果何百年後の今日でも、五ヶ村五十町の水田に用水を与へ、二百余人の農業者の經營を援けておることを考へると、我等は昔の人々に対し心からなる尊敬と感謝を捧げねばならぬと思うのである。

☆「水田五十町歩」の内訳 (『中里郷土史』)

鉄村3ヶ村………25町8反

大場村……………2町7反

市ヶ尾村…………19町2反

【第2部】 “五ヶ村用水”の成立年代と時代背景

1) 五ヶ村用水と代官小泉次大夫

○元文3年(1738)の訴訟文書に、堀敷代として鉄村の田2反16歩を差し出し、「杭木打堰」を築くようになったのは、相対での決め事ではなく、「御代官小泉治大夫様以御了簡」であるとの記述があった。

料簡・了簡・了見(りょうけん)=①考え方をめぐらすこと。思案。所存。②とりはからい。処置。対策。③堪え忍ぶこと。こらえること。ゆるすこと。

○年代不詳の「関代覚」に、「先規小泉次大夫様御取立被成候」とあった。

2) 5人いた小泉次大夫

○5人いた小泉次大夫。しかしすべて同じ家系。

小泉次大夫吉次(よしつぐ) 小泉次大夫吉勝(よしかつ) 小泉次大夫吉綱(よしひな)
小泉次大夫某 小泉次大夫某

○初代小泉次大夫吉次は、多摩川左岸の六郷用水、右岸の稻毛・川崎の二カ領用水の開削者。

○慶長6(1601)年に川崎・稻毛領の代官となる。その後、年代は確定出来ないが、六郷領・神奈川領・子安領・小机領も小泉代官領となつた。

○元和6(1619)年以降、小泉次大夫吉次に代わり、小泉次大夫(勘九郎)吉勝が六郷・稻毛・川崎・神奈川・小机領の代官となる。

○五ヶ村用水の開削は、小泉次大夫吉次か吉勝の時代と推測される。

3) 鉄村の概要

4) 地租改正期の資料に見る鉄村

5) 慶長検地帳に見る鉄村

○慶長7(1602)年、鉄村の一部は旗本加藤領となった(上鉄村)。翌慶長8(1603)年鉄村に検地が施行、加藤領を除いた下鉄村検地。この検地帳の写が2冊伝存。

○表紙に「下鉄卯御縄打水帳」と書かれた検地帳は、上鉄村を除いた下鉄村検地帳で、「案内者 大蔵・清三郎」は相名主と推測される。全体の20%に相当する田畠が「開」で、内90%が「畠」とあった。旺盛な新田開発意欲と、田の開発が終了していたことをうかがわれる。

○表紙に「慶長八年癸卯御水帳写ヲ以書出所付改」と書かれた資料は、慶長検地とその後の新田検地(2回分)を元に、相名主である「鉄中村」分の名寄帳としてまとめられたもので、「寅」年と「辰」年に新田開発(=五ヶ村用水の開鑿)がなされたことが判明。

6) 年貢指出と割付状に見る五ヶ村用水

○五ヶ村用水に関する最も古い史料は、「巳霜月廿七日」に「小次太」から鉄村名主・百姓中に発給された「鉄村巳ノ取事」である。同史料には、田方4石3斗は「鉄・市郷新田堀之替ニ麻生・はやのヘ渡ル」、畠方1石8斗は「寅ノ堀代ニ引」とあった。『神奈川県史』は、この史料の「巳」年を寛永6(1629)年、「小次太」を「小泉次大夫吉綱」としているが、「巳」年は元和3(1617)年、「小次太」は小泉次大夫吉次と推測される。

○元和4(1618)年と推測される年貢割付状に、「巳ノ年ヲ麻生・早野ヘホリ代」とあって、「巳ノ年」とは前年元和3年のことと推測される。また畠方17石906は「寅・辰ノ歳ヲ新田ノ入替候由」とあって、「寅」は慶長19(1614)年、「辰」は元和2(1616)年となり、畠から田への転換=五ヶ村用水の開鑿があつたことが判明。

結語

今年は「寅」年より402年、「辰」年より400年の年に当たる。

三 某家政所下文
舍○金澤書庫所蔵
政所下 □松
可令早徵納郷々五升米事
〔後添之〕
故□將殿御時
沙汰無懈怠、可
右、件郷鄉、停
久良郡 黑金新得茂
綱嶋 勝田 知足八佐古某
高万郡分 柏村 片揚新得茂
惟
入西是永
沙汰無懈怠、可
承元三年十一月
下知如件、
て收める。

○以下二七四号文書までは年号未詳であるので、便宜、この文書に合せ
る。また文久元年(一八六〇)から堰の築立を年番にするに
て、八年間のうち中鉄村・下鉄村で二年間、上鉄村
で二年間、当番にあたった(以上、横浜市史)。溜池は「風
土記稿」と明治二年(一八六九)の堰溜井書上帳(横浜市史)
にかけては谷本川を境に上谷本村・鶴見田村・寺家村と
接する。承元三年(一八〇九)一〇月の某家政所下文(県史
一)で五升米の徵納を命じられている郷のなかに「黒金」
がある。正保国絵図に「鉄村」とある。元禄国絵図では
上鉄・中鉄・下鉄の三村に分れている。

『新編武藏風土記稿』に見る鉄村三ヶ村

上鉄村・中鉄村・下鉄村(現緑区鉄町・もみの木台・す

上鉄村ハ郡ノ中央ヨリタク艮ノ方ニヨレリ江戸日本橋へハ八里ノ行程ナリ民家四
十四軒正保ノ改ニハ尙一村ニテ元祿ノ改ニハ既ニ分テリ故ニ三村大牙シテ接界モ
分ナカタク東ノ方ハスヘテ黒須田大場市ケ尾ノ三村ニ隣リ西ハ寺家村マテ鶴見川
ヲ隔テ、鶴志田村ニ界ヒ南ハ上矢木成合ノ兩村ニ接シ北ハ早野王禪寺ノ二村ニツ
ケリ凡村ノ廣狹ハ東西ヘ十五丁南北モ十五丁ニ遇ス村内水田ハ少ク陸田多シ御
入國ノ後ハ加藤權右衛門景正ニ賜ハリソノ後明和元年ニ至リ半ハ御料所トナリテ
今小野田三郎右衛門信利支配ス檢地ハ天正十九年竹川監物元祿五年ノコロ地頭檢
地セアリ村内ニ溜井二ヶ所一ハ東ノ方ニ二段ハカリ一ハ北ノ方ニヨリテ一段五畝
程ナリ

高札場方ノ乾ノ

小名 雉尾 廣町共ニ南ノ

荒戸前テアリ セウジンバコレモ西ノ

第六天社除地一村ノ中央

神明社除地二村ノ巽

高札場方ノアリ

中鐵村

上鉄村ハ郡ノ中央ヨリタク艮ノ方ニヨレリ江戸日本橋へハ八里ノ行程ナリ
正保ノ改ニハ尙一村ニテ元祿ノ改ニハ既ニ分テリ故ニ三村大牙シテ接界モ
分ナカタク東ノ方ハスヘテ黒須田大場市ケ尾ノ三村ニ隣リ西ハ寺家村マテ鶴見川
ヲ隔テ、鶴志田村ニ界ヒ南ハ上矢木成合ノ兩村ニ接シ北ハ早野王禪寺ノ二村ニツ
ケリ凡村ノ廣狹ハ東西ヘ十五丁南北モ十五丁ニ遇ス村内水田ハ少ク陸田多シ御
入國ノ後ハ加藤權右衛門景正ニ賜ハリソノ後明和元年ニ至リ半ハ御料所トナリテ
今小野田三郎右衛門信利支配ス檢地ハ天正十九年竹川監物元祿五年ノコロ地頭檢
地セアリ村内ニ溜井二ヶ所一ハ東ノ方ニ二段ハカリ一ハ北ノ方ニヨリテ一段五畝
程ナリ

高札場方ノ乾ノ

小名 雉尾 廣町共ニ南ノ

荒戸前テアリ セウジンバコレモ西ノ

第六天社除地一村ノ中央

神明社除地二村ノ巽

高札場方ノアリ

中鐵村

上鉄村ハ郡ノ中央ヨリタク艮ノ方ニヨレリ江戸日本橋へハ八里ノ行程ナリ
正保ノ改ニハ尙一村ニテ元祿ノ改ニハ既ニ分テリ故ニ三村大牙シテ接界モ
分ナカタク東ノ方ハスヘテ黒須田大場市ケ尾ノ三村ニ隣リ西ハ寺家村マテ鶴見川
ヲ隔テ、鶴志田村ニ界ヒ南ハ上矢木成合ノ兩村ニ接シ北ハ早野王禪寺ノ二村ニツ
ケリ凡村ノ廣狹ハ東西ヘ十五丁南北モ十五丁ニ遇ス村内水田ハ少ク陸田多シ御
入國ノ後ハ加藤權右衛門景正ニ賜ハリソノ後明和元年ニ至リ半ハ御料所トナリテ
今小野田三郎右衛門信利支配ス檢地ハ天正十九年竹川監物元祿五年ノコロ地頭檢
地セアリ村内ニ溜井二ヶ所一ハ東ノ方ニ二段ハカリ一ハ北ノ方ニヨリテ一段五畝
程ナリ

高札場方ノ乾ノ

小名 雉尾 廣町共ニ南ノ

荒戸前テアリ セウジンバコレモ西ノ

第六天社除地一村ノ中央

神明社除地二村ノ巽

高札場方ノアリ

中鐵村

上鉄村ハ郡ノ中央ヨリタク艮ノ方ニヨレリ江戸日本橋へハ八里ノ行程ナリ
正保ノ改ニハ尙一村ニテ元祿ノ改ニハ既ニ分テリ故ニ三村大牙シテ接界モ
分ナカタク東ノ方ハスヘテ黒須田大場市ケ尾ノ三村ニ隣リ西ハ寺家村マテ鶴見川
ヲ隔テ、鶴志田村ニ界ヒ南ハ上矢木成合ノ兩村ニ接シ北ハ早野王禪寺ノ二村ニツ
ケリ凡村ノ廣狹ハ東西ヘ十五丁南北モ十五丁ニ遇ス村内水田ハ少ク陸田多シ御
入國ノ後ハ加藤權右衛門景正ニ賜ハリソノ後明和元年ニ至リ半ハ御料所トナリテ
今小野田三郎右衛門信利支配ス檢地ハ天正十九年竹川監物元祿五年ノコロ地頭檢
地セアリ村内ニ溜井二ヶ所一ハ東ノ方ニ二段ハカリ一ハ北ノ方ニヨリテ一段五畝
程ナリ

高札場方ノ乾ノ

小名 雉尾 廣町共ニ南ノ

荒戸前テアリ セウジンバコレモ西ノ

第六天社除地一村ノ中央

神明社除地二村ノ巽

高札場方ノアリ

中鐵村

上鉄村ハ郡ノ中央ヨリタク艮ノ方ニヨレリ江戸日本橋へハ八里ノ行程ナリ
正保ノ改ニハ尙一村ニテ元祿ノ改ニハ既ニ分テリ故ニ三村大牙シテ接界モ
分ナカタク東ノ方ハスヘテ黒須田大場市ケ尾ノ三村ニ隣リ西ハ寺家村マテ鶴見川
ヲ隔テ、鶴志田村ニ界ヒ南ハ上矢木成合ノ兩村ニ接シ北ハ早野王禪寺ノ二村ニツ
ケリ凡村ノ廣狹ハ東西ヘ十五丁南北モ十五丁ニ遇ス村内水田ハ少ク陸田多シ御
入國ノ後ハ加藤權右衛門景正ニ賜ハリソノ後明和元年ニ至リ半ハ御料所トナリテ
今小野田三郎右衛門信利支配ス檢地ハ天正十九年竹川監物元祿五年ノコロ地頭檢
地セアリ村内ニ溜井二ヶ所一ハ東ノ方ニ二段ハカリ一ハ北ノ方ニヨリテ一段五畝
程ナリ

高札場方ノ乾ノ

小名 雉尾 廣町共ニ南ノ

荒戸前テアリ セウジンバコレモ西ノ

第六天社除地一村ノ中央

神明社除地二村ノ巽

高札場方ノアリ

中鐵村

上鉄村ハ郡ノ中央ヨリタク艮ノ方ニヨレリ江戸日本橋へハ八里ノ行程ナリ
正保ノ改ニハ尙一村ニテ元祿ノ改ニハ既ニ分テリ故ニ三村大牙シテ接界モ
分ナカタク東ノ方ハスヘテ黒須田大場市ケ尾ノ三村ニ隣リ西ハ寺家村マテ鶴見川
ヲ隔テ、鶴志田村ニ界ヒ南ハ上矢木成合ノ兩村ニ接シ北ハ早野王禪寺ノ二村ニツ
ケリ凡村ノ廣狹ハ東西ヘ十五丁南北モ十五丁ニ遇ス村内水田ハ少ク陸田多シ御
入國ノ後ハ加藤權右衛門景正ニ賜ハリソノ後明和元年ニ至リ半ハ御料所トナリテ
今小野田三郎右衛門信利支配ス檢地ハ天正十九年竹川監物元祿五年ノコロ地頭檢
地セアリ村内ニ溜井二ヶ所一ハ東ノ方ニ二段ハカリ一ハ北ノ方ニヨリテ一段五畝
程ナリ

高札場方ノ乾ノ

小名 雉尾 廣町共ニ南ノ

荒戸前テアリ セウジンバコレモ西ノ

第六天社除地一村ノ中央

神明社除地二村ノ巽

高札場方ノアリ

中鐵村

上鉄村ハ郡ノ中央ヨリタク艮ノ方ニヨレリ江戸日本橋へハ八里ノ行程ナリ
正保ノ改ニハ尙一村ニテ元祿ノ改ニハ既ニ分テリ故ニ三村大牙シテ接界モ
分ナカタク東ノ方ハスヘテ黒須田大場市ケ尾ノ三村ニ隣リ西ハ寺家村マテ鶴見川
ヲ隔テ、鶴志田村ニ界ヒ南ハ上矢木成合ノ兩村ニ接シ北ハ早野王禪寺ノ二村ニツ
ケリ凡村ノ廣狹ハ東西ヘ十五丁南北モ十五丁ニ遇ス村内水田ハ少ク陸田多シ御
入國ノ後ハ加藤權右衛門景正ニ賜ハリソノ後明和元年ニ至リ半ハ御料所トナリテ
今小野田三郎右衛門信利支配ス檢地ハ天正十九年竹川監物元祿五年ノコロ地頭檢
地セアリ村内ニ溜井二ヶ所一ハ東ノ方ニ二段ハカリ一ハ北ノ方ニヨリテ一段五畝
程ナリ

高札場方ノ乾ノ

小名 雉尾 廣町共ニ南ノ

荒戸前テアリ セウジンバコレモ西ノ

第六天社除地一村ノ中央

神明社除地二村ノ巽

高札場方ノアリ

中鐵村

上鉄村ハ郡ノ中央ヨリタク艮ノ方ニヨレリ江戸日本橋へハ八里ノ行程ナリ
正保ノ改ニハ尙一村ニテ元祿ノ改ニハ既ニ分テリ故ニ三村大牙シテ接界モ
分ナカタク東ノ方ハスヘテ黒須田大場市ケ尾ノ三村ニ隣リ西ハ寺家村マテ鶴見川
ヲ隔テ、鶴志田村ニ界ヒ南ハ上矢木成合ノ兩村ニ接シ北ハ早野王禪寺ノ二村ニツ
ケリ凡村ノ廣狹ハ東西ヘ十五丁南北モ十五丁ニ遇ス村内水田ハ少ク陸田多シ御
入國ノ後ハ加藤權右衛門景正ニ賜ハリソノ後明和元年ニ至リ半ハ御料所トナリテ
今小野田三郎右衛門信利支配ス檢地ハ天正十九年竹川監物元祿五年ノコロ地頭檢
地セアリ村内ニ溜井二ヶ所一ハ東ノ方ニ二段ハカリ一ハ北ノ方ニヨリテ一段五畝
程ナリ

高札場方ノ乾ノ

小名 雉尾 廣町共ニ南ノ

荒戸前テアリ セウジンバコレモ西ノ

第六天社除地一村ノ中央

神明社除地二村ノ巽

高札場方ノアリ

中鐵村

上鉄村ハ郡ノ中央ヨリタク艮ノ方ニヨレリ江戸日本橋へハ八里ノ行程ナリ
正保ノ改ニハ尙一村ニテ元祿ノ改ニハ既ニ分テリ故ニ三村大牙シテ接界モ
分ナカタク東ノ方ハスヘテ黒須田大場市ケ尾ノ三村ニ隣リ西ハ寺家村マテ鶴見川
ヲ隔テ、鶴志田村ニ界ヒ南ハ上矢木成合ノ兩村ニ接シ北ハ早野王禪寺ノ二村ニツ
ケリ凡村ノ廣狹ハ東西ヘ十五丁南北モ十五丁ニ遇ス村内水田ハ少ク陸田多シ御
入國ノ後ハ加藤權右衛門景正ニ賜ハリソノ後明和元年ニ至リ半ハ御料所トナリテ
今小野田三郎右衛門信利支配ス檢地ハ天正十九年竹川監物元祿五年ノコロ地頭檢
地セアリ村内ニ溜井二ヶ所一ハ東ノ方ニ二段ハカリ一ハ北ノ方ニヨリテ一段五畝
程ナリ

高札場方ノ乾ノ

小名 雉尾 廣町共ニ南ノ

荒戸前テアリ セウジンバコレモ西ノ

第六天社除地一村ノ中央

神明社除地二村ノ巽

高札場方ノアリ

中鐵村

上鉄村ハ郡ノ中央ヨリタク艮ノ方ニヨレリ江戸日本橋へハ八里ノ行程ナリ
正保ノ改ニハ尙一村ニテ元祿ノ改ニハ既ニ分テリ故ニ三村大牙シテ接界モ
分ナカタク東ノ方ハスヘテ黒須田大場市ケ尾ノ三村ニ隣リ西ハ寺家村マテ鶴見川
ヲ隔テ、鶴志田村ニ界ヒ南ハ上矢木成合ノ兩村ニ接シ北ハ早野王禪寺ノ二村ニツ
ケリ凡村ノ廣狹ハ東西ヘ十五丁南北モ十五丁ニ遇ス村内水田ハ少ク陸田多シ御
入國ノ後ハ加藤權右衛門景正ニ賜ハリソノ後明和元年ニ至リ半ハ御料所トナリテ
今小野田三郎右衛門信利支配ス檢地ハ天正十九年竹川監物元祿五年ノコロ地頭檢
地セアリ村内ニ溜井二ヶ所一ハ東ノ方ニ二段ハカリ一ハ北ノ方ニヨリテ一段五畝
程ナリ

高札場方ノ乾ノ

小名 雉尾 廣町共ニ南ノ

荒戸前テアリ セウジンバコレモ西ノ

第六天社除地一村ノ中央

神明社除地二村ノ巽

高札場方ノアリ

中鐵村

上鉄村ハ郡ノ中央ヨリタク艮ノ方ニヨレリ江戸日本橋へハ八里ノ行程ナリ
正保ノ改ニハ尙一村ニテ元祿ノ改ニハ既ニ分テリ故ニ三村大牙シテ接界モ
分ナカタク東ノ方ハスヘテ黒須田大場市ケ尾ノ三村ニ隣リ西ハ寺家村マテ鶴見川
ヲ隔テ、鶴志田村ニ界ヒ南ハ上矢木成合ノ兩村ニ接シ北ハ早野王禪寺ノ二村ニツ
ケリ凡村ノ廣狹ハ東西ヘ十五丁南北モ十五丁ニ遇ス村内水田ハ少ク陸田多シ御
入國ノ後ハ加藤權右衛門景正ニ賜ハリソノ後明和元年ニ至リ半ハ御料所トナリテ
今小野田三郎右衛門信利支配ス檢地ハ天正十九年竹川監物元祿五年ノコロ地頭檢
地セアリ村内ニ溜井二ヶ所一ハ東ノ方ニ二段ハカリ一ハ北ノ方ニヨリテ一段五畝
程ナリ

高札場方ノ乾ノ

小名 雉尾 廣町共ニ南ノ

荒戸前テアリ セウジンバコレモ西ノ

第六天社除地一村ノ中央

神明社除地二村ノ巽

高札場方ノアリ

中鐵村

上鉄村ハ郡ノ中央ヨリタク艮ノ方ニヨレリ江戸日本橋へハ八里ノ行程ナリ
正保ノ改ニハ尙一村ニテ元祿ノ改ニハ既ニ分テリ故ニ三村大牙シテ接界モ
分ナカタク東ノ方ハスヘテ黒須田大場市ケ尾ノ三村ニ隣リ西ハ寺家村マテ鶴見川
ヲ隔テ、鶴志田村ニ界ヒ南ハ上矢木成合ノ兩村ニ接シ北ハ早野王禪寺ノ二村ニツ
ケリ凡村ノ廣狹ハ東西ヘ十五丁南北モ十五丁ニ遇ス村内水田ハ少ク陸田多シ御
入國ノ後ハ加藤權右衛門景

五ヶ村用水関係村々

鐵村と“相名主”

鉄（くろがね）の初見は、『神奈川県史』に紹介された承元三年（一二〇九）一〇月の「某家政所下文」に

「黒金」と書かれたものが今のところ尤も古い記録であるようだ。その後、江戸時代に入つて幕府直轄地として鉄村が登場するが、慶長七年（一六〇二）に村の一部が旗本加藤領となつて、上鉄村と下鉄村に分村した。さらに寛永一〇年（一六三三）の地方直しによつて下鉄村は旗本寛領となつた。その後、六〇年余り経過した元禄四年（一六九一）年、寛重次（しげつぐ）の死去によりその遺領は子の正利（まさとし）と正道（まさみち）に分知され、上鉄村・中鉄村・下鉄村の三ヶ村となつた。『新編武藏風土記稿』によれば、分村後の村の景観は「三村犬牙して境界も分ちがたく」とあつた。

「犬牙して境界も分ちがたく」となつた理由については、ノ相名主リであったことに由来したと推測される。村の中に戦国期から近世移行期をたくましく生き抜いた有力な百姓が複数存在し、それら複数の百姓が名主となり、それぞれの名主のもとに村の百姓が触下として帰属し、年

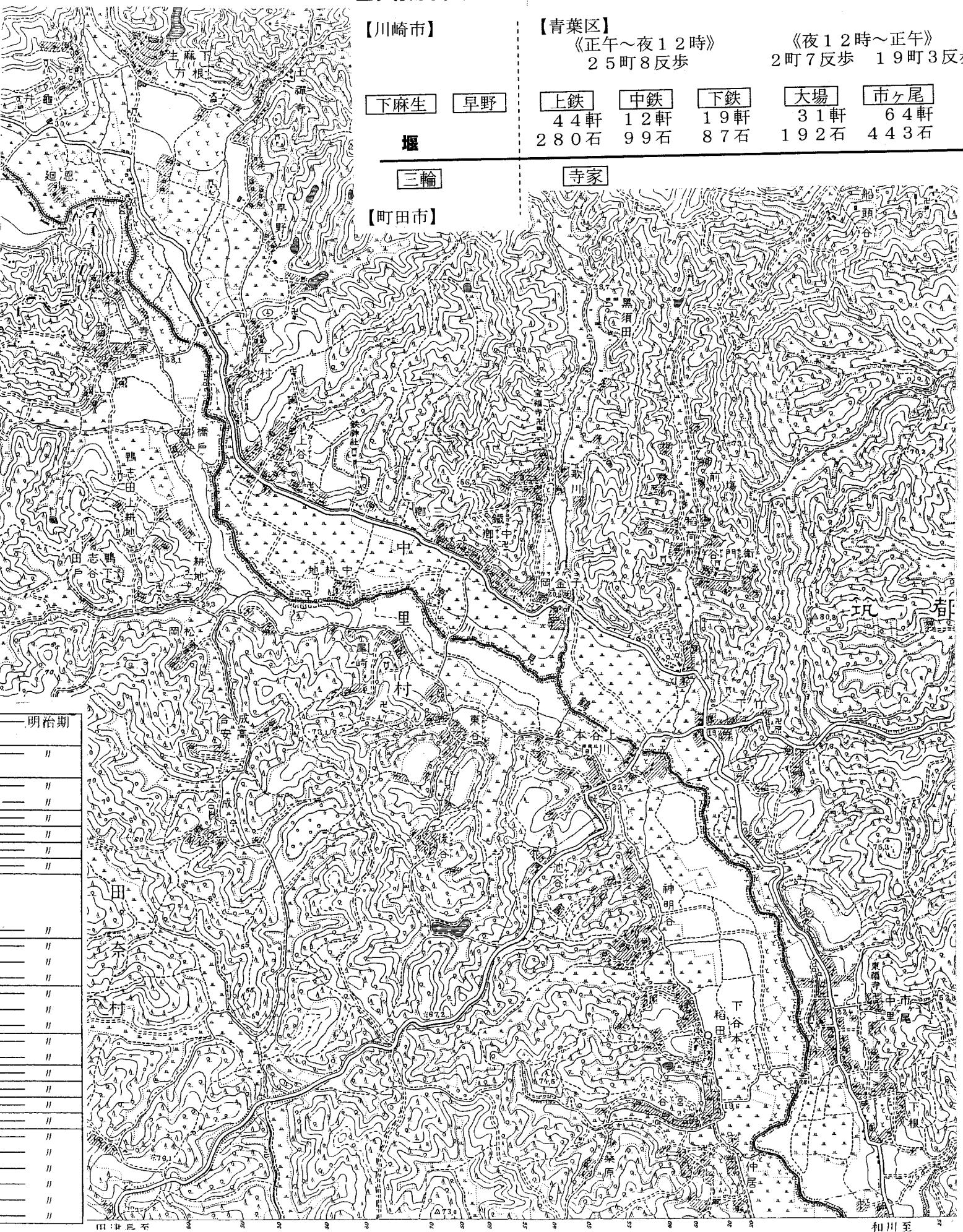
貢諸役や新田検地等はあたかも一村のごとく各名主ごとに行われたが、村全体に關わる問題は名主以下村人全体で取り組むという仕組みである。慶長八年（一六〇三）の下鉄村檢地帳には、「案内者」として大蔵と清三郎の二名が記され、相名主であつたことが推測された。また、元和五年（一六一九）以降の年貢割付状や年貢指出状には、「鉄中村」あるいは「中鉄」・「中鉄村」等の標記があつて、下鉄村として一村であつたにもかかわらず、下鉄村一部の年貢指出・年貢割付状であり、相名主であつたことが判明した。

上鉄村と下鉄村の分村、下鉄村が旗本箇領の分知により中鉄村と下鉄村への分村は、相名主によるそれぞれの名主の勢力範囲（名主及び触下百姓が所持する田畠が分布する地域）を基盤に分村したから、「三村犬牙して境界も分ちがたく」という状況になつたと推測されるが、上鉄村や下鉄村の近世初期文書が未発見の現在、これ以上の言及は出来そうにない。

貢諸役や新田検地等はあたかも一村のごとく各名主ごとに行われたが、村全体に關わる問題は名主以下村人全体で取り組むという仕組みである。慶長八年（一六〇三）の下鉄村検地帳には、「案内者」として大蔵と清三郎の二名が記され、相名主であつたことが推測された。また、元和五年（一六一九）以降の年貢割付状や年貢指出状には、「鉄中村」あるいは「中铁」・「中铁村」等の標記があつて、下鉄村として一村であつたにもかかわらず、下鉄村一部の年貢指出・年貢割付状であり、相名主であつたことが判明した。

上鉄村と下鉄村の分村、下鉄村が旗本寛領の分知により中铁村と下鉄村へとの分村は、相名主によるそれぞれの名主の勢力範囲（名主及び触下百姓が所持する田畠が分布する地域）を基盤に分村したから、「三村大

領主の変遷表			
早渕川 流域	石川村	幕府直轄領 (崇源院化粧料)	寛永9(1632)年増上寺領 明治期
	荏田村	〃〃 (〃〃)	寛永9(1632)年増上寺領 〃
谷本川 流域	上鉄村	幕府直轄領	慶長7(1602)年旗本加藤領 〃
	中鉄村		寛永10(1633)年旗本簞領 元禄4(1691)年分知 〃
	下鉄村		寛永10(1633)年旗本簞領 〃
	黒須田村		元禄10(1697)年旗本坪内領 〃
	大場村	〃	寛永10(1633)年旗本簞領 〃
	市ヶ尾村		寛永15(1638)年青山領 慶安元(1648)年久世領 寛文9(1669)年幕府直轄領 寛文12(1672)年旗本甲斐庄領 〃
	寺家村		寛永10(1633)年旗本簞領 元禄10(1697)年分知 〃
	鴨志田村	〃	寛永11(1634)年旗本大久保領 〃 寛永10(1633)年旗杉浦領 〃
	成合村	〃	寛永10(1633)年旗本簞領 〃 寛永7(1630)年旗本朝岡領 〃
	上谷本村	〃	元和3(1613)年旗本渡辺領 〃
	中谷本村		慶長2(1597)年旗本倉橋領 〃
	下谷本村		天正20(1592)年旗本松波領 〃
恩田川 流域	奈良村	〃	元和5(1619)年旗本石丸領 〃
	恩田村	〃	正保2(1645)年旗本岡本領 〃
			〃 旗本井戸領 〃
			〃 旗本清水領 〃
			〃 旗本坂領 〃
			〃 旗本齊藤領 〃
			元禄14(1701)年旗本星合領 〃
			〃 旗本朝岡領 〃
			〃 旗本柳沢領 〃
			〃 旗本船橋領 〃



明治8年6月 字と宅地所有者（その2）

番号	字名	鈴木	三堀	金子	村田	志村	志田	渋谷	井上	坂田	村谷	臼井	瀧尾	白井	合計
1	久保田	1													1
2	榎戸								2						2
5	川久保			1											1
6	中耕地						4								4
9	松ヶ岡		2												2
10	下耕地			1											1
11	子金岡			4											4
12	中郷			8											8
13	歌川			1					2						3
14	稻荷谷		2				3								5
15	下の谷		1					1							2
18	三ツ郷		8					2			1		1	1	11
19	瀧尾										1		1		1
21	富士見岡								1		1				2
24	千ヶ町						1								1
25	荒戸	1						2							3
26	上の谷	9			4						1		1	4	14
27	かいと	1	1			2				3		1	8		4
30	金水谷	3				1									4
	合計	15	11	9	9	7	7	5	3	3	3	2	2	1	77

明治8年6月 鉄村の字別・地目別面積（単位：畝）

番号	字名	筆数	宅地	田	畠	山	敷	芝地	葦野	池溜井	荒地	堂境内	その他	合計
1	久保田	70	1	8,29	62	166.11	29.15						1	70
2	榎戸	130	14,15	120	8	400.25	28.02						130	443.12
3	上耕地	110		104	6	414.20	38.18						110	453.08
4	広町	137		131	6	356.23	50.25						137	407.18
5	川久保	84	1	52	27	153.29	21.19	2	2.09				84	277.15
6	中耕地	59	4	36,19	11	37.14	249.29	6	43.02			2	59	367.28
7	芝間	99		88	11	266.15	48.00						57	314.15
8	島根	57		41	16	125.12	66.10						191.22	168
9	松ヶ岡	168	3	21,08	149	459.18	51.12	2	1.15	1	0.09		534.02	119
10	下耕地	119	1	96	16	16,27	347.04	6	14.00				445.21	50
11	子金岡	50	5	28	12	115.16	82.29	3	10.10			1	2.04	276.23
12	中郷	52	11	99.25	26	171.22	139.11	3	17.03	22.00			4.20	454.21
13	歌川	98	5	35,06	29	170.20	196.05	2	104.24	1	1.05		1	98
14	稻荷谷	45	6	55.06	25	135.29	371.07	1	2.23			3	45	512.17
15	下の谷	71	2	22,08	31	56.17	195.15	10	271.09	2.14		1	1.15	566.20
16	台田	26		16	3	32.07	14.09	7	305.25			10.22	5.12	352.11
17	神明谷	4			18.17		3.15							22.02
18	三ツ郷	126	12	79.10	49	140.10	284.24	17	306.22	4.05			2	2.15
19	瀧尾	4	1	6.28	1	3.13	10.13	2					4	20.24
20	伊勢岡	2				14.13	13.03	1					1	27.16
21	富士見岡	63	2	16.06	4	2.28	262.05	44	39.22		7.27	1	4.28	7.25
22	宮ノ瀬	36		5	12.10	26	117.17	5	18.15				36	148.12
23	宮ノ東	12				36.15	38.20	5				1	32.00	107.05
24	千ヶ町	34	1	13.16	28	202.05	31.00	1	5.21	10.27			1	1.15
25	荒戸	38	3	20.10	15	31.06	50.01	3	4.13	1.09			1	0.15
26	上の谷	44	8	117.08	1	1.24	79.06	10	119.29		3.06		7	44
27	かいと	34	3	53.05	1.29	143.20	53.09	2	4.00			3	5.21	327.04
28	矢崎原	6				6	94.11	13					6	94.11
29	乾嶺岡	20		5	42	26	129.04	3	51.06			1	14.00	20
30	金水谷	104	27.15	13	92.20	28	147.09	751.14	1	1.06	1.10	16.11		104
31	堀切谷	21		20.26	3	6.15	87.27	5					21	115.08
32	堀切	42		19	44.05	18.27	233.08						42	296.10
33	中西	49		45.05	23	47.10	10	16					49	372.06
34	大久保	18			50	77.11	133.22	9	9				18	211.03
35	中ノ谷	51		148.16	1	2.19							51	151.05
36	中東	31		2	11.21	3	26.26	25				1	2.06	593.17
37	与治谷	28		13	33.21	11	66.17	4	263.17				28	363.25
38	風向	79		58	149.23	13	50.19	7	264.12	0.24			79	465.18
39	吉美谷	30		19	44.02	2	3.05	8	191.13			1	5.11	30
40	閑ノ谷	45		11	19.12	10	38.20	23	405.07			1	2.10	45
41	児松下	37		5	11.08	5	30.05	27	408.14				37	449.27
42	奥ノ谷	23		19	57.28	3	15.13				15.10			23
43	富士塚台	32			8	79.23	24		307.10				32	387.03
44	老松嶺	23		7	9.23		16		249.06				23	258.29
45	子生谷	26		9	19.21	2	15		238.09				26	258.25
46	黒須田向	17		5	10.02	11	1						17	100.10
47	生水谷	44		38	99.06	5	6.04	0.21	</					

慶長八年(1603) 檢地帳に見る下鉄村

(横帳・表紙)

慶長八年冬卯案内者

大藏
清三郎

林

下鉄卯御繩打水帳

十月廿九日

十月廿八日
一中瀧谷廿五步

一下田壱畝廿六步 開

廿九日
一上畠四畝歩

一上畠式畝十式歩

(略)

や敷式畝廿四歩

壱畝六歩

(略)

上田壱町式反七畝拾六歩

中田式町三反七畝廿六歩

下田壱町九反壱畝七歩

田石合四拾五石八斗六斗四升斗八升四合合

残此内四拾五石八斗六斗四升斗八升四合合

田石合四拾五石八斗六斗四升斗八升四合合

田石合四拾五石八斗六斗四升斗八升四合合

田石合四拾五石八斗六斗四升斗八升四合合

田石合四拾五石八斗六斗四升斗八升四合合

表-3 小字別「開」割合

番号	小字	開		開以外		合計		割合		
		筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	開	開以外	屋敷
1 瀧 谷	2	4,18	2	4,13	4	9,01	50,9	49,1		
2 上 か う ち	5	50,14	3	25,01	8	75,15	66,8	33,2		
3 上かうち白山	3	18,12	12	181,18	15	200,00	9,2	90,8		
4 河 間			3	7,16	3	7,16		100,0		
5 さいかちかうち	2	22,12	2	26,20	4	49,02	45,7	54,3		
6 河 く ほ	1	3,06			1	3,06	100,0			
7 宮 田 下			12	98,02	12	98,02		100,0		
8 前 田			8	89,12	8	89,12		100,0		
9 さいのかミ□	5	23,09	33	127,21	38	151,00	15,4	84,6		
10 と う 下	2	25,02	3	27,23	5	52,25	47,4	52,6		
11 河 は た	14	98,25	56	425,12	70	524,07	18,9	81,1		
12 坊 ノ 前	13	73,15	29	206,29	42	280,14	26,2	73,8		
13 斎 藤 谷	4	32,22	21	175,11	25	208,03	15,7	84,3		
14 屋 敷					14	39,17				
合 計	51	352,15	184	1395,28	249	1788,00	19,7	78,1	2,2	

慶長8(1603)年 都筑郡下鉄村の小字・地目別田畠面積一覧表

番号	小字	上田	中田	下田	田合計	上畠	中畠	下畠	畠合計	総合計	単位:畝
1 瀧 谷		0,25	8,06		9,01					9,01	
2 上 か う ち							75,15	75,15	75,15		
3 上かうち白山					71,24	54,25	73,11		200,00	200,00	
4 河 間			1,20	1,20			5,26	5,26	7,16		
5 さいかちかうち			2,05	2,05	24,15		22,12	46,27	49,02		
6 河 く ほ							3,06	3,06	3,06		
7 宮 田 下	42,29	46,07	8,26		98,02					98,02	
8 前 田	48,21	40,21			89,12					89,12	
9 さいのかミと					66,25	32,26	51,09	151,00	151,00		
10 と う 下						11,06	41,19	52,25	52,25		
11 河 は た	35,26	65,18	5,04	106,18	137,07	140,17	139,25	417,19	524,07		
12 坊 ノ 前		7,18	38,08	45,26	47,28	47,27	138,23	234,18	280,14		
13 斎 藤 谷		76,27	126,28	203,25			4,08	4,08	208,03		
14 屋 敷									39,17		
合 計	127,16	237,26	191,07	556,19	348,09	287,11	556,04	1191,24	1766,00		

慶長8年 下鉄村の農民構成

番号	名前	上田	中田	下田	上畠	中畠	下畠	屋敷	合計	開
1 大 藏	2 19,16	8 87,09	16 106,19	5 38,10	7 43,07	13 131,17	1 5,19	52 432,07	11 50,14	
2 清 三 郎		4 49,08	4 42,12	4 21,28	10 71,29	13 105,24	1 5,18	36 296,29	9 89,06	
3 新 十 郎	1 9,10	2 14,28	1 2,10	6 44,27	4 42,22	9 63,28	1 4,20	24 182,25	4 40,10	
4 弥 十 郎	1 20,00	2 21,18	1 17,18	2 18,08	3 17,06	5 26,26	1 4,06	15 125,22	3 9,26	
5 彦 十 郎	2 13,10	2 14,09		5 42,29	4 15,09	5 23,02	1 3,22	18 112,21	1 1,26	
6 藤 右 衛 門	2 30,21		2 7,14	4 31,04		4 28,28	1 4,00	13 102,07	3 24,04	
7 隼 人	2 22,29	1 4,26	3 5,06	3 47,26	1 14,28	1 1,10		11 97,05		
8 藤 太						2 25,09	2 26,20		4 51,29	1 14,00
9 喜 三 郎			2 6,10	3 27,20	1 4,15	2 11,00	1 0,24	9 50,09	2 10,22	
10 清 十 郎					4 11,22	1 3,10	5 31,25	1 3,06	12 50,03	2 9,21
11 平 右 衛 門	1 11,20	1 5,26		3 20,06	1 7,24			1 0,20	7 46,06	
12 織 部										

中鉄村名寄帳（年代不詳）に見る五力村用水

（横帳・表紙）

慶長八年癸卯御水帳写ヲ以書出所付改

卯

かみかうち
畠五畝拾式歩

だう寅略下

田屋下中上一下中上
畠此敷此畠此畠此田此田此田
屋石合石合石合石合石六石合石合
敷八八式七五壱式三反四六拾八

田乃下
壱反五畝廿式歩

斗反石反石反石反石反
式三九壱式四廿六三九壱式五八

拾升步斗畝升八斗畝斗拾斗畝
三八七步壱三式式八九六步

四升步合升步升步升步升
八合七合四合

兵四郎

子親
藤兵
右衛門

右衛門

一 二 畠 田 塙 下 中 上 下
此口此合此合此壱此畠此畠此田此
所付石合石式石五石反石壱石五石七石市石
卯改帳三三石反九反四九三反七畝五畝壱反石
ノ者二石反六三石八斗步斗四斗三斗廿斗壱六
水也而十一書出壱斗畝壱畝三四畝五歩式九壱斗
合步合升甘升八九五八升歩合
七合六勺

四月四日

市小
右衛門
門門

しまね
下畠五畝拾步

白山辰略(略)寅略
田とう(略)田とう
市武町村五拾式中
反七反惣八石七反
畝三畝別拾斗拾
五七七步合步

田屋下中上一下中上
畠此敷此畠此畠此田此田此田
屋石合石合石合石合石六石合石合
敷八八式七五壱式三反四六拾八

田乃下
壱反五畝廿式歩

斗反石反石反石反
式三九壱式四廿六三九壱式五八

拾升步斗畝升八斗畝斗拾斗畝
三八七步壱三式式八九六步

四升步合升步升步升步升
八合七合四合

兵四郎

番号	小字	田				畠				屋敷	合計										
		上田	中田	下田	田合計	上畠	中畠	下畠	畠合計												
1	かみ(ミ)かうち					3	21.23	3	21.23	3	21.23										
2	白山たう					1	10.08	1	10.08	1	10.08										
3	しまね					3	12.19	3	43.10	6	55.29										
4	さいのうちかうち					1	3.26	1	3.26	1	3.26										
5	川ばた					1	1.06	1	1.06	1	1.06										
6	老町(升)田	1	9.08	3	22.15	1	0.20	5	32.13	5	32.13										
7	平左衛門わき							2	12.24	2	12.24										
8	庄兵衛前			1	17.20					1	17.20										
9	ミヤ田・宮田	3	30.16	1	9.00	4	39.16			4	39.16										
10	さいのかみと							1	1.10	1	1.10										
11	とて上さいのかみと			1	16.00					1	16.00										
12	つく田							1	1.06	1	1.06										
13	あまか(が)す屋敷					2	3.12	2	3.12	2	3.12										
14	屋敷					2	33.25	2	33.25	2	33.25										
15	屋しきの内					2	2.12	2	4.13	4	6.25										
16	屋敷前					1	9.03	1	24.24	2	33.27										
17	屋敷わき					2	5.08	2	5.08	2	5.08										
18	屋敷くほ						1	14.28	1	14.28	1	14.28									
19	半左衛門屋敷					1	3.08	1	3.08	1	3.08										
20	らんとうは						1	1.04	1	1.04	1	1.04									
21	上/たい					1	2.00	1	0.24	2	2.24										
22	上ノたい東の方					3	7.02	1	0.20	5	9.02										
23	わうせんし	2	17.03	5	41.29	7	59.02			7	59.02										
24	わうせんし屋きわ			2	10.15	2	10.15			2	10.15										
25	わうせんしなかのまち	1	6.16	4	16.07	5	22.23			6	25.01										
26	わうせんしもんとう谷			1	8.13	1	8.13			1	8.13										
27	平左衛門前							1	6.27	1	6.27										
28	山田					1	9.02	1	9.02		1	9.02									
	屋敷數									2	6.00										
	合計	4	39.24	9	88.24	14	86.26	27	215.14	17	78.29	6	55.03	17	97.28	40	232.00	2	6.00	69	453.14

1	だう乃下・とうの下	3	34.12			3	34.12				3	34.12			
2	つく田	5	69.07		2	8.25	7	78.02			7	78.02			
3	さいのかみと道下	3	17.20	1	1.06	4	18.26			4	18.26				
4	前田	5	25.03			5	25.03			5	25.03				
5	ミヤ田下	2	21.11	2	3.15	4	24.26			4	24.26				
6	平左衛門下			1	1.10	1	1.10			1	1.10				
7	平左衛門前川はた			2	6.11	2	6.11			2	6.11				
8	平左衛門前	2	7.10			2	7.10			2	7.10				
9	芝間・しはま・しは間	3	12.20	9	22.17	18	40.09	30	75.16		30	75.16			
10	川間之内			1	10.05	1	10.05			1	10.05				
11	老町田・一町田			1	6.08	2	1.13	3	7.21		3	7.21			
12	六右衛門前			1	0.10	1	0.10			1	0.10				
13	さいのかみと			1	5.25	1	5.25			1	5.25				
14	ほり合			1	1.18	1	1.18			1	1.18				
15	せと	2	6.04			2	6.04			2	6.04				
	屋敷數							4	8.09	4	8.09				
	合計	23	187.23	19	56.16	25	59.10	67	303.19			4	8.09	71	311.28

1	かみこうち					2	20.13	2	20.13		2	20.13
2	白山とう	2	6.19			2	6.19			2	6.19	
3	川はた	1	6.16			1	3.03	1	3.03		2	9.19
4	かみおう					3	23.10	3	23.10		3	23.10
5	六左衛門前			4	5.22	4	5.22			4	5.22	
	合計	3	13.05	4	5.22	7	18.27			6	46.26	
		27	227.17	31	158.15	43	151.28	101	538.00	17	78.29	
						6	55.03	23	144.24	46	278.26	
						6	14.09	153	831.05			

番号	名請人	田				畠				屋敷	合計	石高
上田	中田	下田	田合計	上畠	中畠	下畠	畠合計					

<tbl_r cells="8" ix="2" maxc

年貢指出状と年貢割付状に見る七五力村用水

元和 2 年(1620) 年貢指出状と年貢割付状

年貢指出状		年貢割付状	
年月日	元和6年12月24日	年月日	元和6年10月2日
資料名	鉄中村申入指出之事	取事	鉄中村申入取事
差出人	鉄中村兵右衛門・十右衛門	小泉勘九	小泉勘九
請求人	御代官様	名主・百姓中	名主・百姓中
内 容	75石64石 【此内】 《兵右衛門分》 田畠石合 66石48石 【引分】 田方 0石25石 荒山くミニ引 畠方 8石79石 寅・辰ノ新田成畠石二引 畠方 0石71石 ほり代ニ引 畠方 0石19石 荒ニ引 田方 2石20石 寺家渡り 小以12石158 残 54石325 【此分】 田方 15石40石 本田石 畠方 9石14石 本畠石 田方 27石93石 新田石 畠方 1石80石 新畠石 《十右衛門分》 田畠石合 9石19石 【此分】 田方 1石08石 本田石 畠方 3石76石 本畠石 田方 3石53石 新田石 畠方 0石81石 新畠石	高辻 高合 75石64石 【引分】 田方 0石15石 荒山くミニ 畠方 [] 97 寅・辰ノ新田二成畠ノ替 畠方 0石71石 ほり代 畠方 0石19石 荒ニ引 田方 2石20石 寺家渡り 小以12石058 残 63石58石 【此わけ】 田方 15石 申ノ田捐捨 田方 32石94石 本田・新田本作 【此取】 18石61石 5ツ6分7リン 畠屋敷 15石53石 本畠・新畠共ニ 【此取】 5石472 3ツ5分 【右之外】 田方 0石062 未改見出 【此取】 0石016 2ツ5分 畠方 0石□39 未改見出 【此取】 0石067 1ツ5分 【取合】 24石166 (年貢率31.9%)	高41石54石 高34石09石 高合 75石64石 【引分】 田方 0石15石 荒山くミニ 畠方 [] 97 寅・辰ノ新田二成畠ノ替 畠方 0石71石 ほり代 畠方 0石19石 荒ニ引 田方 2石20石 寺家渡り 小以12石058 残 63石58石 【此わけ】 田方 15石 申ノ田捐捨 田方 32石94石 本田・新田本作 【此取】 18石61石 5ツ6分7リン 畠屋敷 15石53石 本畠・新畠共ニ 【此取】 5石472 3ツ5分 【右之外】 田方 0石062 未改見出 【此取】 0石016 2ツ5分 畠方 0石□39 未改見出 【此取】 0石067 1ツ5分 【取合】 24石166 (年貢率31.9%)

鐵村年貢指出一覽表

番号	年月日	表題	差出人	受取人	村高他	新田・ほり代他	番号
1	午 10.27 (元和 4 年)	鉄村午ノ石高之事	鉄村清七郎	御代官様	本高辻 [] 5.066 新田高辻 [] 5.067 高合 160.133 有石 91.117	田四石三斗者麻生・早野へほり代渡し、畠壱石六斗九合ハボリ代、烟替五石武斗九升六合ハ寅・辰年・田二成 (兵右衛門分) 畠八石八斗七九升七合寅・辰ノ新田成畠石二引、畠方七斗壱升武合ハボリ代ニ引(十右衛門分田方式石武斗七合寺家渡り)	7
2	申 12.24 (元和 6 年)	鉄中村申ノ指出之事	鉄中村兵右衛門・十右衛門	御代官様	高辻 75.641 兵右衛門分田畠石合 66.483 十右衛門分田畠合 9.199	田方武石武斗七合寺家へ渡候、畠口八石七斗九升七合本畠新田成入替、畠方七斗壱升武合ハボリ代	8
3	戌 12.10 (元和 8 年)	鉄中村戌ノ歳指出之事	鉄中村兵右衛門・權右衛門・仁左衛門	御代官様	本高辻 41.541 新田高辻 34.092 有石 63.452	田方武石武斗七合寺家へ渡候、畠口八石七斗九升七合八寅・辰新田成入替、畠方七斗壱升武合ハボリ代	9
4	(後欠) (寛永元年)	鉄中村子ノ御指出之事	(後欠)	(後欠)	新田本田高辻 75.633 有石 63.452	畠方八石七斗九升七合八寅・辰新田成入替、畠方七斗壱升武合ハボリ代ニ引、田方式石武斗七合寺家渡る	10
5	寛永 2.10.23	鉄中村丑ノ御指出之事	中鉄村兵右衛門・仁左衛門・十右衛門	御代官様	本田新田高辻 75.633 有石 64.1 [] 7	畠方九石壱斗武升口合寅・辰ノ新田成入替、畠方七斗壱升武合堀代ニ引、田方式石斗升武合寺家へ渡る	1
6	寛永 3. 3.15	(前欠)	鉄村兵右衛門他 8	小泉次大夫様	(前欠)	(前欠)	2-5
7	寛永 5.10. 8	下鉄辰ノ御指出之事	下鉄村三郎左衛門他 5	御代官様	高辻 88.2 [] 本田新田有石 88.882	田方武石三斗ほり代寺家渡る	3
8	寛永 5.10. 8	中鉄辰ノ御指出之事	中鉄村兵右衛門他 5	御代官様	高辻 71.313 本田新田共 67.064	田方式石四斗武升七合ほり代寺家渡る(抹消)	4
9	(後欠) (寛永 6 年)	鉄村巳御指出之事	(後欠)	(後欠)	田畠屋敷合廿三丁六反壹 畠拾五步 分米 159.554	上田式反五畝十六歩・中田壱石壱畝廿六歩・下田壱反式畝十歩ほり代寺家渡る	2-
10	寛永 10. 8.19	(前欠)	鉄村兵右衛門他 4	御代官様	田畠屋敷合 154 反 916	上田式反五畝十六歩・中田壱反四畝拾歩・下田式反式十歩ほり代寺家渡る	5
11	寛永 10. 8.20	(前欠)	鉄村兵右衛門他 4	御代官様	畠屋敷合 108 反 815	(前欠) 未・丑ノひらき	6

元和4年(1618) 年貢指出状と年貢割付状

年貢指出状		年貢割付状	
年月日	元和4年10月27日	元和4年12月13日	
資料名	鉄村牛ノ石高之事	一鉄之村牛ノ取出候事	
差出人	鉄村清七郎	小次太	
請取人	御代官様	名主・百姓中	
内 容	高口5石066 高口5石067 高合160石133 【此分】 ○田石合 99石307 【引分】 0石251 2石808 0石831 4石3 引石合 8石19 <u>残</u> 91石117 ○畠屋敷合 60石826 【引分】 0石191 1石609 15石296 <u>引石合</u> 17石096 <u>残</u> 43石73 ○「此外」 1石465 0石416 三口合 45石611	本高辻 新田高辻 山くみあれ 巳ノ年ぢ畠成 午ノ年ぢ畠成 麻生・早野へほり代渡し 有高 あれ ほり代 <u>寅・辰年ぢ田ニ成</u> 巳ノ年ぢ畠ニ成石 午ノ年ぢ畠成 有石	高95石066 高66石948 高合162石014 【引分】 田畑 八石19 山くみ荒 巳ノ年ぢ麻生・早野へほり代 <u>畠方17石096</u> 寅・辰ノ歳ぢ新田ノ入替候由
			残 136石728 【此分】 田方91石187 [取] 47石405 5ツ2分5リん 畠屋敷45石805 [取] 18石244 内1石881 巳・午ノ口占田ノ分畠石ニ入 【取合】 66石048 (年貢率48.3%)

鉄村年貢割付状一覽表

番号	年月日	表題	差出人	受取人	本田・新田他	新田・堀代・寺家渡候他		資
1	辰 11.27 (元和 2 年)	(前欠)	小次太	名主・百姓中	有石 93.016 田方 53.598 畑屋敷 39.418			17
2	巳 霜 27 (元和 3 年)	鉄村巳ノ取事	小次太	名主・百姓中	本高辻 95.066 新田高 辻 65.067 有高 153.782	田方四石三斗者鉄・市郷新田堀之替ニ麻生・はや のへ渡ル、畠方壹石八斗者寅ノ漏代ニ引		19
3	午 12.13 (元和 4 年)	一鉄之村午ノ取出候事	小次太	名主・百姓中	本高辻 95.066 新田 66.948 有石 136.728	田畠八石壹斗九升者巳ノ年・麻生・早野へほり代、 畠方拾七石九升六合者寅辰ノ歳・新田ノ入 []		20
4	未 12.20 (元和 5 年)	下鉄中村 []	小次太	名主・百姓中	高辻 75.641 有石 63.92 田方 48.386 畑屋敷 15.534	田方八石三斗六升寅ノ新田畠石二引、田方七斗壹 升武合堀代ニ引、田方式石武斗七合寺家渡る		2
5	申 10.2 (元和 6 年)	鉄中村申ノ取事	小泉勘九	名主・百姓中	[] 41.54 [] 新田高 辻 34.9 [] 有高 63.583	畠方 [] 斗九升七合寅・辰ノ新田ニ成畠ノ替、 畠方七斗壹升式合ほり代、田方式石武斗七合寺家 渡る		2
6	酉 12.3 (元和 7 年)	鉄中村酉ノ歳取事	小勘九	名主・百姓中	本高辻 41.541 新田高 辻 34.099 有石 63.452	田方武式石斗七合寺家へ渡ル 畠方八石七斗九升 七合本畠替ニ成入かい、畠方七斗壹升式合ほり代		2
7	戌 12.17 (元和 8 年)	鉄中村戌ノ取事	小次太	名主・百姓中	本高辻 41.541 新田高 辻 34.092	畠方九石七斗式升三合寅・辰ノ新田ニ成入かい、 ほり代荒西ノ川くみ共 田方式石式斗七合寺家へ 渡る		2
8	亥 12.6 (元和 9 年)	鉄中村亥ノ取事	右次太代九 右衛門	(後欠)	本高辻 41.541 新田分 34.092	田方式石式斗七合寺家へ渡ル		2
9	寛永元 12.4		小次太	名主・百姓中	本田・新田 [] 75.635 有高 63.452	畠方八石七斗九升七合寅・辰ノ新田 [] 、畠方七 斗壹升式合ほり代 [] 、田方式石式斗七合寺家 []		
10	寛永 2.11.22	鉄中村丘ノ取之事	小次太	名主・百姓中	本田・新田高辻 75.635 有石 64.187	田方式石三斗式升式合寺家へ渡る		
11	寅 12.8 (寛永 3 年)	鉄中村寅ノ取之事	小次太	名主(後欠)	本高辻 41.541 新田高 辻 34.092	畠方八石七斗九升七合寅・辰ノ新田ニ成入替、 畠方七斗壹升式合堀代、田方式石式斗七合寺家へ渡 る		
12	寛永 4.12.25	中鉄卯ノ取之事	小次太	名主・百姓中	高辻 71.312 有高 67.449	田方式石四斗式升七合堀代寺家 []		
13	寛永 7.11.21	鉄中村午ノ御年貢割付	中野吉兵衛	名主・惣百姓中	残 66.292			
14	寛永 8.11.15	鉄中村未御年貢割付	中野吉兵衛	庄屋・惣百姓中	高 71.312 残 65.134			

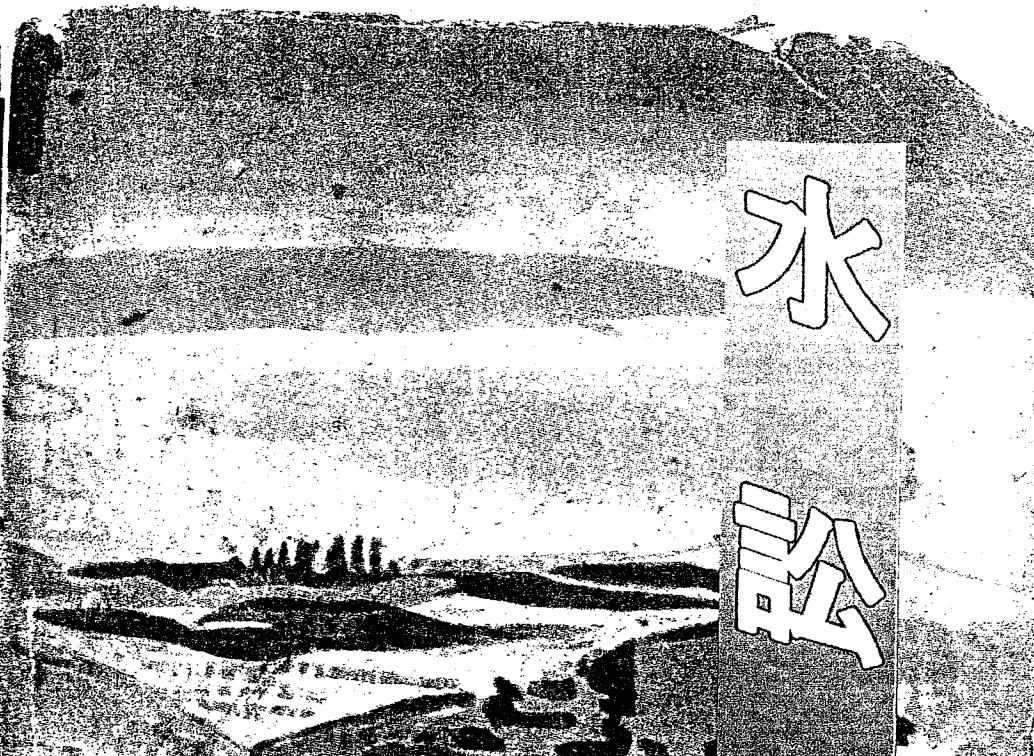
^註 年号の記載がなく十二支のみの資料については、齊藤司「近世初頭、江戸周辺の代官支配について一小泉代官を事例として—」の時代推定を参考にして一覧表とした。

水

戸

史

戸倉英太郎



山口太郎

上

山

水

物

著

刀

有

作

水訟史

戸倉英太郎

此項旧中里地区五ヶ村の用水路に絡む水論を主として記し、加うるに此用水路の話を以てした。而して其資料は鉄町金子重作氏所蔵の左記文書や地図であるから、述べるところ勢い下鉄村に帰する嫌があると思う。筆者は後日関係各村よりの資料が出て来て、此水訟史が完成せられんことを冀つておる。

金子重作氏は下鉄村名主利右衛門の後裔で、筆者の下麻生、三輪、早野関係場所の見学は、同氏の東道指導によるものであることを附記する。

資料

- 一、宝永四年下鉄村検地帳
(元文度) 追訴状(三年) 追訴状(断簡)
- 吟味の次第(断簡) 村方連判状(断簡)
- 絵図作成顛末書 絵団立会帳 かぶせ絵図
- 一、享和二年出米割合議定書
- 一、(文化度) 早野村答弁書 内済届出証文
堀敷代地 もちやくちや嘶
- 一、(文政度) 上鉄村内紛調停書(断簡) 押切堰堀替議定書
諸経費計算書 納米割当書 堰等仕様書
- 一、天保十四年下鉄村箇条申立書
- 一、(明治度) 七大区六小区鉄村見取図
- 一、(昭和度) 下麻生訴状 同催告状
横浜地方裁判所判決書
- 外に
元堰碑銘
押切改修揚水新設記念碑銘

五箇村用水路

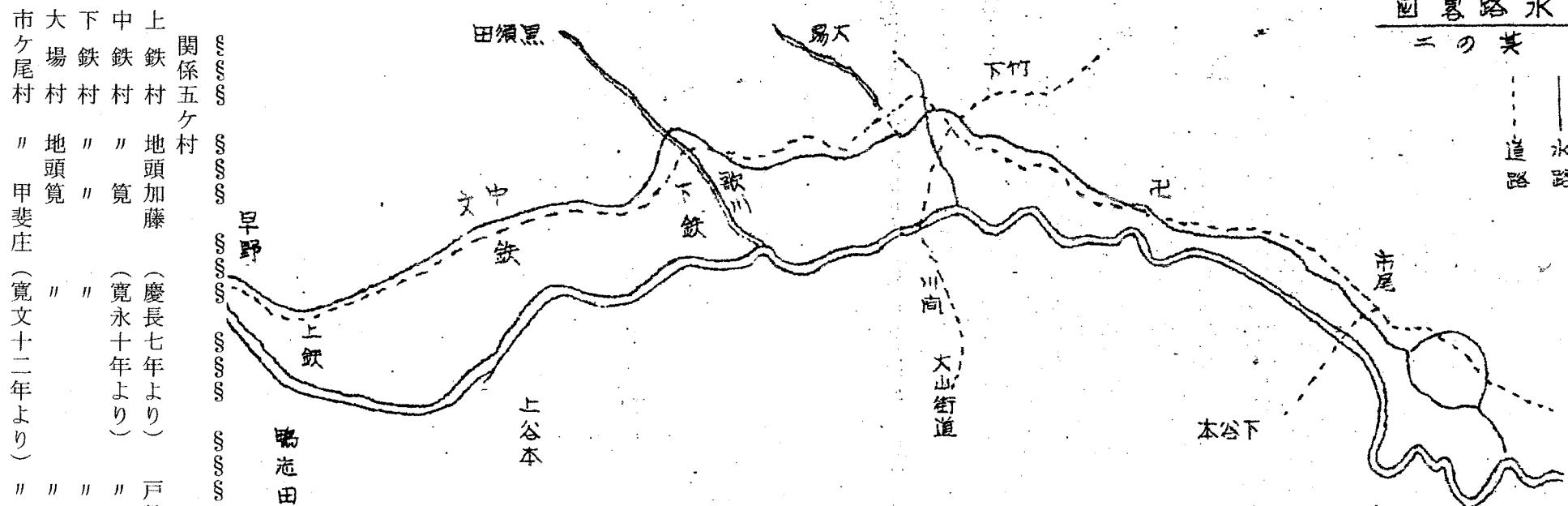
都筑の中央を西より東に流れる鶴見川の水を、上遊川崎市下麻生旧都筑郡下麻生村で堰留め、其水を同市早野旧都筑郡早野村を経て、我港北区鉄町、大場町、市ヶ尾町に導き、川和町の境で鶴見川に放水する水路がある。之が此項に述べんとする旧五ヶ村の用水路で、水路の全長凡一里半、巾五十七尺、鶴見川北部旧五ヶ村の水田五十町歩に灌漑用水を与へる大切な役目を持つておる。此水路は川和・能ヶ谷間の県道に沿うておるので、道行く人の目にはよくふれる。県道改修の為に多少の変動は生じて居るが、大体昔と同じと云うことである。

次に此水路の概要を述べると、

下麻生島の西部には旧堰の址がある。此所の取入口より水を引き東方に約三町、真福寺よりの小流に合流せしむ。此小流は新堰所在地で鶴見川に近接し更にはなれて東南流し下麻生押切に至り、方向を西南に転して鶴見川に落つる。其押切に第二番目の堰を築きて、水を東南方早野への用水路に導いている。小川を利用すると約五丁、新堰竣工後は約一丁を短縮すると見てよからう。

水路図
英の二

—— 水路
— 造路



押切堰から用水路は早野を東南に貫くこと六町半許り、横浜、川崎両市の境に近く押切堰改修碑が立つておる。下鉄で歌川、大場で小流を押切つて市ヶ尾に入り、中部で二流となり、更に下市ヶ尾にて合し鶴見川に入る。其間大なる設備は元堰及押切堰で其他下

鉄、大場、市ヶ尾に小堰がある。

堰は春分に鎖し、秋分に開くのが大体の定めである。其間でも七、八月が最も灌漑用水を多量に必要とする時であるから、給水の争が生じない為に、一日の内正午より夜十二時までの間は、鉄町が水を取り、夜十二時より翌日正午までは大場・市ヶ尾町に送水することに取極められておる。之は往昔よりの申合であるが、送水時間中は上下お互に警戒したと云う。

此堰及用水掘割は、何時何人の計画によつて出来たかはわからぬ。宝永四年（一七〇七年）正月下旬鉄村検地帳に早野村に堀敷代地として渡した上田の事が見ゆるから、それ以前に出来たものに違はない。灌漑用水に乏しき五ヶ村の人々にとつては、此用水計画は実に重大な問題であつたらうし、亦其実現の為に上流各村へ払はれた報償、堰の築造、水路開鑿の費用労力は誠に多大なものであつたとしても、當時少數であつた村の住民が之を負担しなければならなかつた。

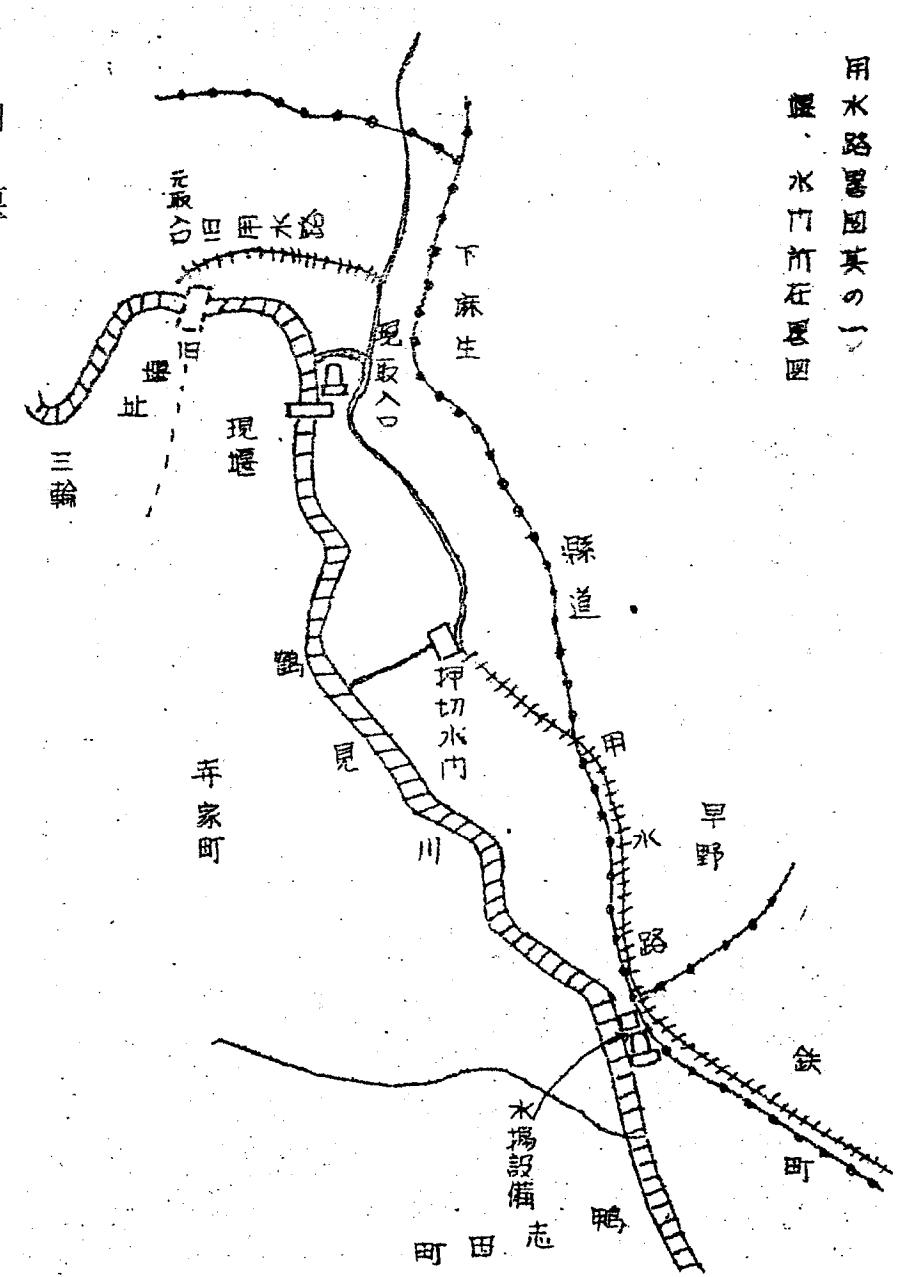
其結果何百年後の今日でも、五ヶ村五十町の水田に用水を与へ、二百余人の農業者の經營を援けておることを考へると、我等は昔の人々に対し心からなる尊敬と感謝を捧げねばならぬと思うのである。

受益五ヶ村が上流麻生、三輪、早野の三村に対し如何なる報償を与へたかは資料がないので語ることは出来ないが、下鉄村の例よりすると、或は地所を与へ、或は貢米を贈つたと考へられる。地所には増減がなかつたかも知れぬが、貢米高は時によつて協定更正され

関係五ヶ村	上鉄村	地頭加藤	(慶長七年より)
		(寛永十年より)	
		戸数四四 (文化)	村高二八〇石 (二八〇石)
	一二 (リ)	九九石 (九九石)	
	一九 (天保)	一一三石 (八七石)	
	三一 (文化)	二〇四石 (一九二石)	
	六四 (リ)	四四三石 (四四三石)	
		(享和) (文政)	

用水路図及び現状図

元文用水路図



昔の堰は下麻生字島の西部にあつた。今も河の中に杭木が残り、水取入口、水路もある。其処は川巾六間余り、南には東京都南多摩郡三輪村の丘陵が迫つておる。往時堰用の土は此丘から取つたと伝う。河流の中央より北へ向け一連の杭木の頭に流水が触れて水泡を揚げて居るのは、大正十二年の震災で崩れ流れた昔の堰の名残である。

杭木の南側に見えないのは、「川底穴堀がたく川幅三十間の程中六間杭なしにて難義仕留来候」と天保十四年下鉄村より地頭への申立に該当するのであろうか。

北岸は高き堅固な土手で雜木が繁茂しておる。それが自然の護岸である。此地七、八間許上手を切割（巾一間半）つた水路がある。之が取入口で、此所から東へ三町余烟中を通して、島の北方で真福寺よりの小流に合する用水路が設けられたのである。此用水路は昭和の新堰が島の南方に移つたので不用になつた。

附言 下麻生字島の地名は、北に用水路、東に小川、南西に鶴見川で取囲まれて水の中に居る島に起つたのではないか。此島の中に吉沢氏の家がある。

元文の争

此争論は下麻生、三輪両村対水利五ヶ村のもので、記録と大地図とが遺されてある。しかし其記録は大地図作製に関するものと、追訴に關係するもので肝心の本訴状と最後の判決を語るものがない。

元文三年（一七三八年）鶴見川に設けてあつた、水利五ヶ村の堰が流失したので、五ヶ村側が之を回復しようとしたのに、下麻生と三輪の二村が異議を唱へて其構築を妨げた。故に五ヶ村側は自己村々の死活に関する問題として訴出したものゝようである。

此訴訟に対して奉行所は出入双方の者共が立会つて、川路の絵図を作つて提出することを命じておる。

絵図作製に就ては、絵図立会帳五冊と、下鉄名主利右衛門の手記とがあつて其詳細を物語つておる。それによると、

一、絵図作製の準備は元文三年四月上旬から進められ、九日に絵師四郎右衛門が下鉄村に到着、

十一日から名主宅を宿としておる。

一、四月六日かり堰を造ることを五ヶ村名主達が江戸に出向いて願出たけれど許可が得られなかつた。

一、同月十三日絵図野取場所が関係七ヶ村で意見一致しなかつたので、三輪、麻生、鉄、大場の四村代表が訴出た。

一、同月十六日絵図野取立合を開始し、三輪村竹ノ川より川下へ川道百五十五間五尺野取した絵図立会帳には四月十六日、一番より十七番まで×拾七筆に分ち、一筆は五、六間より十間位に仕切り、

一番 西ノ大分 拾間

右ノ川岸八尺八寸

川はば八間壱尺 水幅三間二尺

左岸八尺五寸

右岸にゑニ壠本あり

左岸にそう木立細竹あり

之より西の八分江川上

の如き記入をなしある。

此第一日の終に

右之通双方立会絵図野取場所有体少茂相違無御座候、以上

午四月十六日

三輪村 名主庄 兵衛印
外十二人(名を省く)

下麻生村名主源右衛門印

外六人 (同) 断

鉄村 名主茂右衛門印

外四人 (同) 断

大場村 名主伝右衛門印

外十六人 (同) 断

市ヶ尾村名主新五兵衛印

外九人 (同) 断

と捺印しておる。此書□は立会をする日毎に繰返されておるのであるが、第二日以降に於ては立会人はグソト減少しておる。

一、野取第二日は四月十七日で、十八日、廿二日、廿三日、廿四日、廿七日、廿八日、五月四

日、六日、七日、十日、十一日、十二日の都合十四日で完成、其後下絵の作製にかゝつておる。此間野取間数五千二十一間三尺(手記)に達すると云う。

一、絵図立会帳は前述の如く五冊あるが、其内第二冊は正式のものでない。第一冊の巻頭に、一、其村と我等村方と出入絵図を被仰付、依之双方立会致誓詞、場所有体に絵図野取相始申候と記し、第五冊巻尾に、

右之通り双方立会絵図野取場所有体御誰方思召之分少も相違なく相仕舞申候、以上

午五月十四日

三輪村

名主 庄 兵衛印

名主 源右衛門印

名主 源左衛門印

名主 茂右衛門印

名主 文左衛門印

名主 理右衛門印

鉄村 麻生村

大場村 市ヶ尾村

名主 伝右衛門印

名主 理右衛門印

双方立会絵図取午四月十日より五月十二日迄、分百間四寸之分間ニ双方相談の上相定申候、以上

名主 元右衛門
名主 新五兵衛

白紙五枚

上麻生村分山並道、双方相談之上絵図面ニ記之、為念如斯御座候、以上

但シ白紙之内ニ印之也。印

斯の如く関係七ヶ村役人立会の下に絵図は作られた。

絵図 長十一尺、巾三尺

上鉄、早野村境附近より、下は市ヶ尾・川和堺に至る鶴見川及用水路を主となし、道路、村居、神社、寺院、丘陵等を精密に記載する。図面に、

右之通三ヶ村名主・組頭・惣百姓立会、百間四寸之分諾を以如斯場所無相違かぶせ絵図仕立差上申候、以上

元文三年午五月 絵師 四郎右衛門

鉄村名主儀右衛門 文左衛門 利右衛門 大場村名主伝右衛門 市ヶ尾村名主元右衛門

新五兵衛

私は此大絵図を見て、奉行所の役人達は五ヶ村水利問題の根本的解決に資する為に、此図を作製させたのであらうと考へた。それは普通の場合訴訟に添加される図面は、係争個所を主として画いたもので、此元文の争議にしても麻生堰所在地が焦点であるから、其個所が明示されれば事足るのであるまいか。然るに此図は下流五ヶ村の流水状態を主なる調査の目標となしておるからである。

それはさておき、此絵図は五月廿五日評定所に提出された。麻生、三輪二村の反対は猶続行されて、五ヶ村側の申立はなかなか実行されそうもない。故に次の追訴が行はれた。

乍恐以追訴申上候

一、拙者共村方と、武州多摩郡三輪村・同国都筑郡麻生村用水堰出入双方立会絵図被仰、依之去る五月廿五日御評定所江絵図通前書差上申候、其節拙者共願之筋相立、論所に杭木打、前書通り致堰候様被仰付難有奉存候處に、同廿七日御内寄合江双方罷出候節、三輪村・麻生村両村之者共何角と決成偽申上候に付、杭木打之儀延引仕候様於御内寄合に被遊御意至極難儀奉存候、先達而御申上候通、論所川敷一枚岩に御座候付、杭木打不申候ては堰成就不仕候付、杭木打堰致候様に奉願上候、勿論何れの堰も大方他村之内より用水引申候、分水仕候堰自由に相成候ハ、取入堰に皆御願可申と奉存候、此儀両村の者共非議申立候故に御座候、今年も千石の田場不致不作仕候、今様に用水に被相障候ては、拙者共村方三ヶ村悉退転仕候間、何卒御慈悲を以て只今の通り論所江杭木堰仕候様被仰付候ハ、難有奉存候、以上

元文三年午六月廿七日

武州都筑郡鉄村

名主 茂右衛門

組頭 武右衛門

百姓代 源右衛門

名主 文左衛門

組頭 次右衛門

百姓代 利右衛門

名主 四郎兵衛

組頭 清左衛門

百姓代 平右衛門

名主 新五兵衛

組頭 同國同郡大場村

百姓代 同國同郡市ヶ尾村

名主 新五兵衛

組頭 同國同郡市ヶ尾村

御奉行所様

組頭 作兵衛門
百姓代 伝左衛門

乍恐以追訴申上候

一、鉄村・大場村・市ヶ尾村名主・組頭・百姓代申上候義は、三輪・麻生両村之者共申上候
は、此度私共堰場に新規ニ杭木打、定堰仕候与申上候段大キ成偽ニ御座候、私共堰之儀相
対ニて堀敷代指出シ候義ニハ無御座候、其節御代官小泉治大夫様以御了簡、堀敷代鉄村
口之内ニテ上中下田合二反十六歩堀敷代被仰付候義にて御座候、古來より杭木打堰仕候、
右之証拠には堰通りニ杭穴歴然ニ御座候、其上此度論所之上下堰杭木打候証拠村々之書付

御座候

一、去廿五日於御評定所、三輪・麻生村之者共申上ニハ、堰の仕形蛇籠にて麻糸留堰仕候與
申上候段、大キ成偽ニ御座候、私共堰場ニハ石と申事一切無御座、勿論蛇籠に芝くれ葦入
申候得とも、杭木打不申候得は止様無御座候、尤世間一統之普請所ニモ蛇籠ふせ申候得者、
跡先にしつかりと杭を打立、夫江石を詰、其上萱柴等ニ仕候義御座候、其上此度論所之大
川通り上下堰何ヶ所も大堰共御座候得共、杭木打不申堰は一ヶ所も無御座候、右之様川通
小堰共二百ヶ所も御座候、而川二間三・・・(以下欠ケ)

御吟味之趣

一、此度拙者共村方と、三輪・麻生両村と堰出入之義、去廿五日於御評定所ニ繪図御覽之上、
神谷志摩守様三輪・麻生之者共に被仰付候は、堰ニ杭木不打証拠御尋被遊、右両村之者共
申上候ハ、只今迄杭打不申候義証拠と申上候、鉄村・大場村・市ヶ尾村杭打候証拠、是亦
志摩守様御尋被遊、三村申上候義ハ、川鋪一枚岩ニ御座候へは杭穴歴然ニ御座候義証拠申
上候、其上松岡佐渡守様被仰付候義ハ、縦去年迄杭木一本も打不申候共、此度願出候上ハ、
大堰ニ候へは杭木打立堰仕様ニ也可仰付旨御意被遊・・・(以下欠ケ)

\$

前掲二通は断簡であるから、單なる下書であるか、或は其筋へ出されたものか不明であるが、
当時の事情を知る資料として採録した。
次に此元文の争議は、五ヶ村の大事件として農民は挙て立あがり、内には村方の結束を強固
にし、村役人の行動を激励し以て勝訴への歩みを続けたようである。次の連判証文は其内部の
事情を知るのに参考になる。

連判証文之事

一、此度拙者共五ヶ村御用水堰出入ニ相成御判項戴仕、依之各御公儀様御届、此上何分ニも
先規之通り杭木場所不残打候様ニ御願可被成候、五ヶ村之内外へ罷出候而可然節ハ、御指
図次第相詰可申候、尤難用金等少も御苦勞ニ懸不申、御入用次第以相談割急度相送り可申
候、村中之義者拙者共方江連判取置申候間、五ヶ村一同之節相違無御座候、為後日仍て如
件

元文三年五月

上鉄村

平兵衛 六郎左衛門 四郎左衛門 武右衛門 源右衛門

(以下欠)

結末 元文の訴訟が何時如何なる結果がついて終了したかは、前記の如く何等の文書がない
ので知ることは出来ない。思うに補償問題等で多少の条件が附加られたかは知らないが、用水
根本の問題は特に作られた絵図によつて解決された事と云つてよいだろう。

さればこそ、今に麻生堰があり水路は利用されておるのである。終に私は此元文争議一方の
旗頭であつた三輪村が、其後の水訟に再び顔を出さないことは特に注意すべきものと思う。
彼段述べる問題は、対麻生、対早野であつて三輪村が少しの発言をもなして居ないのは何に
よりもであろうか。或は堰・取入口等の関係で利害関係が無くなつた為か、或は最初より發
言権なかつたのか。又は自ら之を放棄したのか。

享和出米議定

享和二年（一八〇二年）用水路に當る六ヶ村が、満水時に起る麻生村の損害を予防せんが為に、杭水柵等の材料代を送り、併せて其設備を麻生村に一任することを申合せた。

此議定によると早野村は小額ではあるが、米一斗の六給割合に加入しておる。之は同村が此用水路によりて幾何かの利益を享受することを認めたものと云へよう。

出米割合議定之事

一、下麻生村より下郷六給ニ相掛り候早野地内水吐出入扱人中立、麻生村・早野村地境水吐通麻生村地面満水の節、万一欠損等無之ため水先江杭水柵仕立候積りニテ、竹木代として年々米武斗五升宛、下郷六給より麻生村江差遣せ、仕立方並以来修覆等ニ至迄麻生村より引請、下郷六給ニテハ差構無之旨ニテ内済仕候、右割合の儀ハ前書武斗五升之内米壱升ハ早野村より市ヶ尾村迄六給にて割合差出候、残り一斗五升は上鉄村より下五給ニテ差出熟談仕候儀相違無之候、為後証差入申一札仍如件

右割合左之通り

一、高二百五十石

此出米一升八合

一、高二百七十九石七斗六升二合一勺

此出米五升六合一勺四才

一、高九十九石八升八合

此出米二升一合七勺

一、高百十三石

此出米二升五合二勺五才

一、高二百四石

此出米四升六勺九才

一、高四百四十三石二升一合

此出米八升九合九勺

此出米取集之儀ハ、村々年番ニテ相集麻生村江相渡対談候、以上

享和二壬戌年十一月

上鉄村の内紛

次に採録した文政六年十二月の記録は、初頭の紙を失つて居る為に此事件の全貌を知ることは出来ぬが、用水路の監理問題をめぐつて上鉄村に内紛が起つた。之を中下鉄・大場・市ヶ尾各村の役人が仲立取扱ひ内済に納めたことを記述しておる。

云う迄もなく長さ一里半にも及ぶ用水路であるから、水路を浚い川岸を修覆し、又各所の水量調節設備等を監視し以て機能の完全を計らねばならぬ。之が為に五ヶ村に予め協定が設けられておつた。

然るに上鉄では此協定が一部実行されなかつたので紛議を生じたのである。次の記録は用水路監理が如何に行はれたかの一端を知る参考になると思う。

小木より中・下鉄村境水引口迄中・下鉄ニテ浚、右場所是迄一年替り仕来候處、中・下鉄村境より相田堰口まで市ヶ尾村にて年々浚來候場所、此度済方ニ付右場所繰越、早野村境より灌前谷ト入口橋迄三郎兵衛方にて請負、右橋より相田堰口迄中・下鉄にて浚、尤年季明候得者先規之通可致候、且亦押切洗上留三郎兵衛方にて、明申年より來寅年迄七ヶ年之間堀浚共請負、上留賃米未年は五斗六升、堀浚賃米三斗、都合一ヶ年ニ八斗六升之処、市ヶ尾村前書之借金五両有之間、明申年より來寅年迄七ヶ年賦右請負、賃米を以年々米七斗五升宛、十一月中旬限り市ヶ尾村に相渡、元利返済之筈ニテ内済仕、市ヶ尾村堰賃米並押切洗上留之分共、

米拾武俵毫斗四升請取、伝馬入用引残而小前同に割渡熟談内済仕候上は、双方より御下ヶ願可仕候、依て内済議定証文如件

文政六末年十二月

上鉄村	訴訟人名	九右衛門	藤藏
同	相手年寄	三郎兵衛	作右衛門
年寄	名主	久右衛門	久右衛門
組頭	扱人	次郎右衛門	次郎右衛門
市ヶ尾村同名主	中鉄村扱人名主	利右衛門	利右衛門
同所同組頭	下鉄村同名主	久次郎	久次郎
同所同組頭	大場村同名主	新五兵衛	新五兵衛
同所同組頭	市ヶ尾村同名主	榮助	助

右之通申年より来ル寅年迄七ヶ年之間堀浚如斯ニ候、年季卯年より先規之通可致筈

早野村との争

下鉄と早野との争 時は文化五、六年

押切堰より堀割用水路は東南に畠中を通し、北より来る一小溝と合し、県道北側に並行して一路上鉄に入る。其早野地内に於ける長凡六町半、此水路には何等の設備はない。

一、起因

文化五年は凶作であったから、下鉄村は毎年早野村に払つておる用水路堀敷に対する代米をまけて呉るように申込んだ。之を早野村で拒絶したので、種々懸合の末談合破裂、翌六年二月下旬下鉄村は名主紋弥、組頭利右衛門が訴願人となり、時の勘定奉行松平兵庫頭信行に早野村役人を相手取りて訴訟を起した。

二、双方の申分

下鉄村より奉行所へ提出した訴状がないから、早野村が下鉄村の訴に対し提出した返答書及最後の「差上申済口証文」によつて、下鉄村の申分を察すると、

イ、下鉄が年々早野に支払つた米は、用水堀敷の年貢米ではない。下鉄村にある早野村の飛地

を下鉄で小作しておる其小作料である。

ロ、此飛地は上田十間に五十五間の面積で、宝永四年の検地帳に明記されておる。

宝永四年正月下鉄村御検地御改野帳清書

一、上田 五十五間・十間

是は早野村江堀敷に相渡候

壱ヶ所

註、此時繩奉行近藤武左衛門、案内人村名主利右衛門、組頭金兵衛、同佐兵衛、竿取寺

家村次郎兵衛、大場村八助

早野村飛地は下鉄字下耕地にあつた。

記しておる。

明治に出来た「七大区六小区鉄村見取図」と云うに、狭長な一区を画きて「アサヲムラトビチ」と記入す。之は誤記である。鉄の人アサヲが小作して來たが後に早野より買収したとのことである。

ハ、小作料である以上、凶作であれば減少して呉れてもよいではないか。

二、若し話合がつかなければ、其田地を早野に引取つて耕作して貰う。

之に對して早野村は、

い、下鉄村は毎年堰堀代米として、四斗入四俵、一斗五升八合並一斗二升六合都合米一石八斗八升四合を早野に納めて來た。

る、早野の検地帳には、自村の飛地が下鉄にあることは記載がない。其字、反別、場所等も一向知らない。故に小作の年貢米ではない。

は、此堀代米は中鉄村からも米一斗二升六合請取つておるが、是迄減額した事はない。新規

の話合は拒絶する。

に、早野村が下鉄村から取立た一石八斗八升六合の内、一石六斗は下鉄が早野村地頭所へ納めたもので、残米は村方が請取つたので享保の頃それでは運搬費がかかるから、全部村方に受け取つて貰たいとの下鉄からの申込で、全部村方で取扱つた。下鉄は駄賃の代りとして策七口を年々早野に渡す約束をなしておる。之も去年は履行して居ない。

ほ、扱人が仲に立つて堀代米は是迄通り下鉄が納めることとし、飛地の問題は早野・下鉄両地頭所の裁断によりて、何れか一村の所有ときめ度と希望したが、下鉄村の検地帳に早野村へ地所相渡とあるから、地頭所の取計にならなかつた。

以上が早野村組頭浅五郎、庄助、年寄新五兵衛、右三人煩には代兼名主平藏の名を以て奉行所へ差出した「乍恐返答書奉申上候」の要点である。

三、結果

此下鉄村と早野村との争論の結果は、其年即文化六年四月十一日附「差上申済口証文之事」なる一札がそれを物語つておる。即ち

① 下鉄村に在る飛地は堀代地に間違なしと宝永四年検地帳記載を認める。

② 下鉄村は其地の小作を引受け、年貢米は四斗入四俵一斗五升八合並一斗二升六合合計一石八斗八升四合を年々早野村へ渡すこと。但し凶作の年は双方で早野地頭所に申出て取極むること。

③ 下鉄村は右米の内一斗二升六合は納めないと申立たれど、之には前年早野村へ出した米の送状があつたので、下鉄村は恐入て此申立を取下げる。

(戸倉云)此別口に扱はれた一斗二升六合は、其起りが明らかでない。或は最初の小作料話合は四斗入四俵一斗八合であつたが、後に之を追加したものか。

④ 早野村が申立て運搬賃代りの策は確たる証拠がないから、早野村は之を請求しないことにする。

等を記し双方熟談内済した事を評定所へ上申しておる。

×××××××××××××××××××××××××
此下鉄・早野両村の争論を述べた「堀代地もちやくちや嘶」と云う一綴がある。事件解決後当時の下鉄村組頭利右衛門の筆になるものか。

堀代地もちやくちや嘶
もちやくちや嘶の謂（イワレ）

一、早摩理の国は

一、爪永欲衛之助意地悪は

一、竹日ノ三郎直道は

一、井良猿勢輪藏は

一、四万五千五百八十石は

ある時であるをまかせに、ではうたいを云う人の咄に、早摩理の国城主爪永欲衛（ツメナガヨクエ）之助意地悪（イジワル）は、鉄の国の城主竹日ノ三郎直道へ、遺恨ありしや謀叛のことろがけありしが、領地のうちに井良猿勢輪（イラザルセワ）藏と云うものあり、彼れ日頃爪永どのに気に入けるが、あるとき爪永が謀叛の心がけあるをさとつて云うけるは、昔竹日とのと領地のうち四万五千五百八十石外に千二百六十石知行替いたしありけるが、二口のぶん四万二千八百四十石は年に米にて恙なくうける仕方にいたし、替地の堀しき領四万五千五百八十石はわだすまじ、若彼是と憤りなば竹日を打なし、百十三万石を従へべしと云ひければ、爪永は悦ふ事かぎりなし、時に文（モン）ちやく五年十月のころより、喧嘩をしかけしが互につのりいよ合戦に及び、爪永欲衛之助意地悪は番町の原に陣をとり、数度合戦におよべども、互に勝負はつかざりしが、辰の口の原にて合戦あり、其時爪永が出立は、よく深糸威しの鎧に、米ほつしやうの兜をいくびにきなし、うそつきげの馬に打またがり、私が家の寝まと控たり、家老水

早野村の事なり
富永鞍負早野村の地頭
下鉄村の事なり
寛三郎左衛門下鉄の地頭也
早野村の名主の事なり
我が損にも徳にもならぬ故也

堀代地の年貢四俵一斗五升八合也

ある時であるをまかせに、ではうたいを云う人の咄に、早摩理の国城主爪永欲衛（ツメナガヨ

クエ）之助意地悪（イジワル）は、鉄の国の城主竹日ノ三郎直道へ、遺恨ありしや謀叛のことろがけありしが、領地のうちに井良猿勢輪（イラザルセワ）藏と云うものあり、彼れ日頃爪永どのに気に入れるが、あるとき爪永が謀叛の心がけあるをさとつて云うけるは、昔竹日とのと領地のうち四万五千五百八十石外に千二百六十石知行替いたしありけるが、二口のぶん四万二千八百四十石は年に米にて恙なくうける仕方にいたし、替地の堀しき領四万五千五百八十石はわだすまじ、若彼是と憤りなば竹日を打なし、百十三万石を従へべしと云ひければ、爪永は悦ふ事かぎりなし、時に文（モン）ちやく五年十月のころより、喧嘩をしかけしが互につのりいよ合戦に及び、爪永欲衛之助意地悪は番町の原に陣をとり、数度合戦におよべども、互に勝負はつかざりしが、辰の口の原にて合戦あり、其時爪永が出立は、よく深糸威しの鎧に、米ほつしやうの兜をいくびにきなし、うそつきげの馬に打またがり、私が家の寝まと控たり、家老水

長右衛門は元禄年中に求だる具足を着し、無証拠と名打たる太刀を帶（ハキ）、無印の黒き旗を翻し、井良猿勢輪藏は代米と名号たる、一石八斗四合めの棒をふりまわし、喚さけんで立たり、竹日三郎直道は明白記（メイハクシリシ）あり糸威しの鎧に、日月のつきを着し、堀敷代地と名打たる大太刀を帶、長サ五十九間に十間めくりの鉄のほうをこわきにかこいこみ出たつたり、戦場はひのき舞台にありけるが、互に一度にわたりあひかけ入かけ入たゝかいしが、既に野帳は運わるくけちをつけられ退ける、其時爪永がやつばら子供に花ともたとへむや、縄のあいだとは云ひながらうれしげにぞ見へにけり、夫より深川の原にてこし掛に陣をとり、戦場はしらすと定め、竹日は国家老を呼よせ、野帳が同役検地長兵衛とて、一手あるものなりしか代地に渡置と名打たる太刀を帶、堀敷年貢名づけたる陣鎌は、鉄の鎖りが一丈あまり、目方が一石七斗五升八合ぬきつとしたる名作ものを持ひらき、野帳清五郎は無証拠はたゝなりと名打たる長刀をひつさげ、兩人一所にさし向う、爪永が家老水長右衛門は右の無証拠と名打たる太刀に、井良猿輪藏は代米と名づけたる、うそつきぼうを横たえ高椽前後に控たつておし寄る、互にもちやくちやもちやくちやたゝかひしが、検地長兵衛一手しゆ鍊の名人なれば、爪永が軍勢は一戦打ちらしゆへたからに云ひけるは、汝らはくせものかとおもひしが、全くにせものと見へしが浅間敷やつばら、今に生首ならべてやらん、かくごはよいかとあざわら打落され、いらざる勢わ藏は代米となつけたるうそつきぼうを、検地長兵衛が代地に渡置となづけたる太刀にて高椽よりも打落され、両手を地につきむつけたとられたる顔色は、木からおちたあま□にことならずと見へしが残念にやおもひけん、水長右衛門は同村杯（ドウソンナド）と書たる横帳の旗を翻し、いらざる勢わ藏は別段とり来つたと名づけたる一斗二升六合めのぼうをいきぱりいきぱりもちあけたり、野帳清五郎はやつた事はないと書きたる旗を翻し、検地長兵衛はなんでとるといふ名作の三間鎧をふりたてられ、横帳の旗は高椽より打落され、別段とり来つたと名づけたる一斗二升六合めの棒も、既にあやうく見へしが、ぽきぽきぽき生きるかむよふに、たたかえどもなんでとるといふ名作に恐れ高椽より打落さるゝばかりにて、その当惑したる顔色は座頭の山路に惑ひたるもかくあらんやと推しける、其後の合戦には送り丈右衛門と名打たる守り刀を所持し、一体此刀は先年竹日の領分鉄の国よりつかわせし名作なりしが、そを所持して心強くおもひけん此刀をもつてはたらき、竹日のやつばら生捕になし、みなみな入牢致させ謀叛はよきにはからふべしと分別しける其うれしげな顔也は、忍ひかよひの女ろかいがふみを見るよふに、守り刀を敵にかくして見ては悦ばしき顔色をしける、竹日方には代地に籠之助といふはもの有うそつき丸と名づけたる二尺八寸の刀を抜あい、互によたびしひしとたゝかひしが、かねてしりつゝ送り丈右衛門と名打たる守刀は名作ゆへ、やるといふをくの手をしたし退ける、野帳清五郎・検地長兵衛兩人は無証拠の太刀に代米となづけたるうなく四郎に投られければ、こはたまらじと思ひしや、大ざる七五郎すゝみ出鉄の国より附送としつけたるむてきぼうをもちひらき、めくらばらひにはらいたつれば、大ざるは直上納いたさずんば、小ざるの一つもとりたさに、はがみをならしておじひにおじひにと云ひながら、こゝを先途とたゝかいしが、手もなく打落されける、扱大さるか鉄の国より附送する杯と、名打たる刀を持しはふかくなるかな、蠟螂が斧とは此事かや、かさ下にさるのよう打落され連もかなわぬとや思ひけん、水長右衛門、引方奈良次郎、大ざる七五郎右三人は打死しける、夫より和睦となり天下泰平に納りけるとのはなしなり

早野村領主富永氏

先祖は早雲以来北条氏に仕へた。重吉風土記光吉とす。小田原落城氏直に従い高野山に上つた

が免されて徳川家康に属じ、早野村二百五十石、埼玉郡に五百五十石、甲斐山梨郡に五百石合せて千三百石を領し、御槍奉行となり兵法（富永流）を講じた。重師—師勝—泰貞—泰暦—泰代—泰房を経て、鞍負參前（シゲアキ）明和六年十四歳で家を継ぐ。もちやくちや嘶の敵役は此人で、下鉄と早野とが争つた文化六年は参前五十四歳である。

戒翁寺富永氏墓
川崎市早野戒翁寺は曹洞宗、旧地頭富永氏の墓地は寺より一町計り南の丘上にある。大なる

五輪塔四基杉林の一端に烈ぶ。
一、芳林院殿喜翁宗觀居士
富永主膳正源朝臣安吉

正保三丙戌年十二月十六日

註 家譜に重吉とする。戒翁寺開基

二、高雲院殿昌岳良繁居士

高サ五尺五寸

寛文十二壬子年霜月十九日

註 三代目師勝の墓

三、墓銘漫滅読みがたし婦人の墓である

高五尺

四、雲松院殿無岸鉄心居士

高六尺五寸

寛文二壬寅年極月廿八日

註 二代重師の墓、四代以降は江戸に墓所を置く

箕氏略系図（寛政家譜より）

○ 箕氏のことは前篇「傘連判状」に述べたから、此處には略系のみを掲ぐ。

○ 正重 元成の三男 三郎左衛門、寛永十年都筑に知行を受く五百石

重次

正利 — 正次 — 正武 — 正岑 — 正安

正道 — 正存 — 正教、三郎左衛門、天明二年相続年廿二、御小姓組、三百五十石（下鉄、寺家）

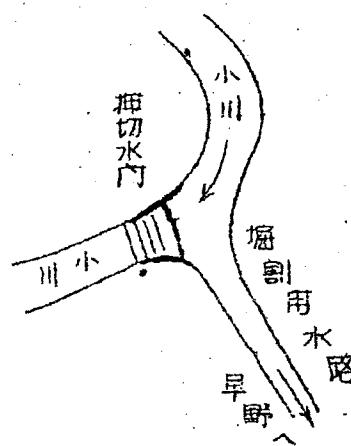
善太郎

正朝 — 正俊 — 重昌

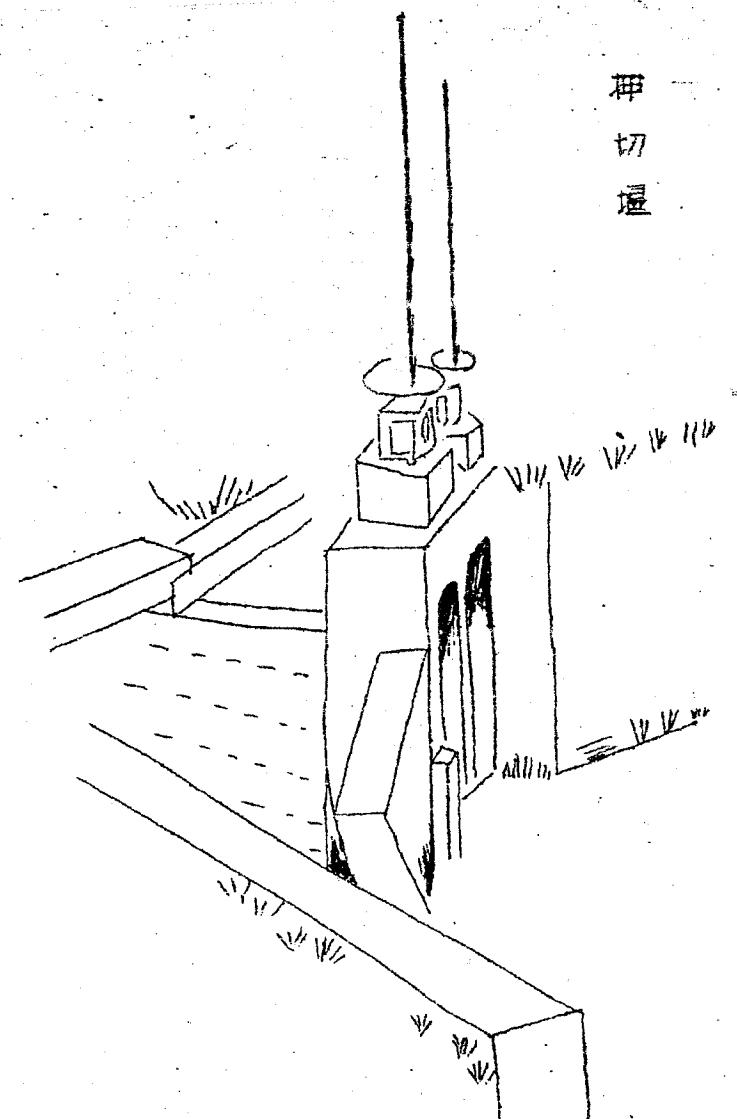
政房 半兵衛、寛政九年相続、年廿八、大番百五十石（中鉄、寺家）

押切堰

押切堰は川崎市下麻生字押切にある。文書に早野前と見ゆるは、此所が早野との境に近いからである。此堰は前に云つたように、鶴見川よりの引水が下麻生島で小川に落ち、此所に来たのを堀割用水路で早野に流す為に其の川を堰留めたもので、鶴見川に昭和新堰を築く以前は、此所が第二番目の堀割用水路の起点であつたもので、旧堰を距る水路東南約八丁の地点に当る。小川の水は此堰より落ちて西南流一町半位で鶴見川に合する。此押切堰は鶴見川の大堰とともに築造されたものである



押切堰



が其年代は明
らかでない。最初は杭木を
打ち水柵をかけたものであつたと思はるゝも、川幅の狭いので何時
が水門が造られたであろう。文政の協定書に水門の事が見えてお
る。地が平野の中で土壤の関係にもよるが、年々修理を加えたよ
うで、天保十

四年下鉄村方より地頭への申立に、
早野前押切場壱所

右者土手幅三間、悪水吐洗井二間程も有之、誠に難儀場所にて年々普請出来致し一同難儀仕候、右洗井伏替諸掛金は御屋敷様より被下置候

と見ゆる。金子氏文書の文政の堰堀替は其中での大工事であろう。其詳細は次の文書に譲ることとする。

其後大正六年に此堰は大谷石で築替られた。されど昭和廿三年の秋出水に破壊されてしまった。それで翌廿四年の春に鉄筋コンクリートで改造した。それが現在のもので、東岸より十尺計で仕切を設け、其と西岸の間を放水路としてそこに二箇の水門を造つておる。堰の中凡十八尺、水門開放後は島からの水流は勿論、早野への堀割水路の水は逆流して此水門前に集り鶴見川へ流れ去つておるのを見ると、此堰位置の低いことが知られる。

早野と上鉄との境鶴見川畔に押切堰改修の記念碑が立てられておる。此碑の横にある小舎に揚水設備があつて、鶴見川の水を汲上げ用水路に流す為のものである。此揚水設備と押切改修とが同時に施行されたので記念碑には此二の事を誌しておる。碑銘によると此両工事に要した人夫七百人経費五十五万円と云う。

碑は白井隆資氏撰文並書で高サ七尺八寸（台石二段）

此所の揚水設備は余程の旱天でない限り運転する必要がないと云う話である。

文政七年（一八二四年）十月下麻生村と水利五ヶ村との間に、堰取入口堀替の協定が結ばれた。此談合は實に円滑に進行したと見え、之と云う渋滞の跡を残して居ない。當時市ヶ尾村丹藏が下麻生村吉右衛門と、又中鉄村文左衛門が下麻生村増右衛門と互に縁者關係であったので、此四人が双方の間を調停した功勞が多大であつた為でもあろう。直に議定書は取交され、五ヶ村側には之に伴う各村の負担額が決定され、此妥結に要した諸費の計算書も作られた。新工事は翌年になりて開始されたと見え、王禅寺村文次郎の工事仕様書は、翌文政八年二月附になつておる。

（金子文書）

文政七年

麻生堰連々欠込堰留難出来難儀に付、用水堀堰口新規に堀替致度下麻生村に懸合候義、市ヶ尾村丹藏殿・下麻生村吉右衛門殿、此兩人並中鉄村文左衛門殿・下麻生村増右衛門殿此兩人何れも縁者にて立合手段宜敷、依之此度相整議定左之通為取替議定一札之事

一、私共組合用水の儀は、往古より其御村内に堰留來候に付、堀敷土取場其外早野前押切杭
籌代米年々差出用水引來候處、右用水路入口下迄堰落水にて打崩堰留難出來難渋に付、無
拠新規用水路入口堀替致度段、組合村の内中鉄村文左衛門・市ヶ尾村兩人を以各々方え度
々相頼所望仕候處、則堀敷地主並田畠故障にも可相成地主方に夫々御懸合被下、御承知之
上普請方其外堀敷土取場等御年貢米左之ケ条書を以相定申候

一、新規用水路入口堀替地所之儀は、其御村方吉次郎殿持分宇市郎兵衛裏中畠五畝八歩之處、
堀添を双方立合見計之上、是迄之境等猶又相極揚口木植込、尤右畠新堀々替土取場口私共
村々え御引渡被下候に付、右御年貢壹俵三斗指出、堰上之さいかちの上方にて堀敷幅九尺
凡水行式拾間程、尤田之内角より式間半相除置古堀え堀下ヶ、同所下五間之處は此度計私
共村々にて杭筹相仕立可申候、其外田畠故障之場所杭筹代米共四斗入壹俵式斗差出可申候、
且亦今般右普請中は其御村方御役人中御立会可被下候筈

一、新堀辺田畠等の故障と不相成様、幅九尺高サ六尺余之水門を仕立、尤埋樋左右之土手に
可見習候、且亦板栓之儀は堀敷より三尺明置、其余は板栓に致し、私共村々より給料米壹
俵三斗差出、板栓差引之儀は其御村方にて御世話被下候筈

一、新堀より堀上候土之儀は、右堀入口辺新堀上端通りに上ヶ置、其余は土失墜に不相様溜
置、重て水門普請等之節遣い可申候

一、新堀出来に付、私共村々に御引渡被成候畠に有之柿木並雜木其外、明地之場所土入用迄
は作物御仕附御支配可被成候筈

一、右堀水門伏替は勿論、急破之砌は仕附に差掛り候共早々取繕可申候、且亦本堰之儀も容
易に揚ケ申間敷、猶亦留方之儀も高水に不相成様前之極之通可仕承知仕候

一、右中畠五畝八歩之内堀敷共、御年貢並水門板栓指引給料、其外田畠故障之分共惣メ米四
斗入五俵差送候上は、新堀地統之辺に破損所出来候とも、其御村方にて右米を以御取計被
下候筈、尤御年貢給料之儀は、年々十一月十五日御役元に附送り可申候

前書ケ条の通私共村々連印を以議定仕候上は少茂相違無御座候、仍て如件

上鉄村　名　主　久右衛門

組　頭　治郎右衛門

百姓　代　善右衛門

百姓　代　三郎兵衛

百姓　代　利右衛門

百姓　代　源助

百姓　代　藤助

百姓　代　治右衛門

百姓　代　太郎兵衛

百姓　代　平右衛門

百姓　代　久次郎兵衛

百姓　代　七郎兵衛

百姓　代　藏助

百姓　代　七郎兵衛

文政七申年十月

下麻生村

名　主　吉右衛門殿
同　增右衛門殿

為取替議定一札之事

一、其御村々用水之儀は、往古より私共村内に堰留堀敷土取場其外、旱野前押切杭篭代米年
々御送用水引取被成候處、右用水路入口下迄堰落水にて崩込堰留難出來、依之無拠新規用

水路入口堀替被成度、御組合之内中鉄村文左衛門殿・市ヶ尾村丹藏殿御両人、私共方に度々相頼に付、則堀敷地主並田畠故障にも可相成者共に夫々懸合、一統承知之上普請方其外堀敷杭篭御年貢米左にケ条書を以相定申候

一、新規用水路入口堀替地所之儀は、私共村方吉次郎持分字市郎兵衛裏にて、中畠五畝八歩之處堀添通双方立合、見計之上是迄之境等猶亦相極揚口等植込、尤右畠新堀々替土取場、其御村々に相渡申候に付、右敷御年貢米壹俵三斗御差出被成、堰上之こてさいかち木上方にて幅九尺、凡水行式拾間程も田之内角より式間半相除置古堀之盤下ヶ、同所五間之所は此度計其御村々にて杭篭御仕立可被成候、猶又外に田畠故障之場所杭篭代米壹俵式斗、是亦御差出可被成候筈、亦今般普請中は折節我等名主兩人之内立会可申候

一、新堀辺田畠故障に不相成様、幅九尺・高サ六尺余之水門を仕立、尤埋樋にて左右の川辺土手に可見習候、且又板栓之儀は堀敷三尺明置、其余は板栓に致し、其御村々より給料米壹俵三斗御差出被成、板栓指引之儀は私共村方にて永く世話可致候筈に御座候、猶亦新堀より堀上候土之儀は、古堀入口辺並新堀上端通え上置、其余は土失墜に不致様溜置、重て水門普請等之節御遣被成候筈

一、新堀出来に付相渡申候畠に有之柿木並雜木、其外明地之場所右土入用迄は、地主方にて作物仕附支配可致候筈

一、右堀水門伏替は勿論、急破の節仕附時分にても早々取繕可被成様相極申候、且亦本堰之儀も容易に揚け被成間敷候、猶又留方之儀も高水に不相成様、前々取極の通可被成候筈

一、中畠五畝八歩之内堀敷御年貢、並水門板栓指引給料其外田畠故障之分共、惣べ米四斗入五俵永々御附送被成候上は、新堀地続之辺之破損所出来候共、右米を以私共方にて繕可致候筈、尤右御年貢給米之儀は、年々十一月十五日限名主方え御附送可被成議定に御座候前書五ヶ条之通村役人一同連印議定仕候上は少茂相違無御座候、依而為取替一札如件

下麻生村 新堀敷地主 吉次郎
百姓代 市郎兵衛
組頭 勿兵衛
名主 吉右衛門
同 増右衛門
市ヶ尾村 名主 新五兵衛
同 丹
市ヶ尾村 文左衛門
同 藏殿
同村 丹
下鉄村 利右衛門殿
中鉄村 文左衛門殿
大場村 利右衛門殿
大場村 久次郎殿
市ヶ尾村 新五兵衛殿
同村 丹
下鉄村 利右衛門殿
中鉄村 文左衛門殿

右之通下麻生村より為取替議定書式通、私共両人方え預り置申候、万一向後入用之節は差出可申候、為念仍而如件

文政七申年十月

下鉄村

名主 利右衛門殿

右下麻生村に新堀代米割

米壹俵二斗

同式斗五升

上鉄御料分

同式斗五升

中鉄村分

同式斗五升

下鉄村分

市ヶ尾村 名主 新五兵衛
同 丹
市ヶ尾村 文左衛門
同 藏殿

前書新堀一件二付諸入用左之通

一、金壱両 下麻生村御地頭所様え之御雜用
金式兩

一、金式分 市ヶ尾村丹藏殿・中鉄村文左衛門殿え謝礼
金壱分・四百文 下麻生村惣百姓中え斗樽壱ツ、外に右四人の方え壱升宛

一、金參両三分・四百文 此金市ヶ尾・鉄村二ツ割
壱ツ分金壱両三分式朱・二百文 此金鐵村四ツ割

一、壱貫拾四文 ろうそく・酒代・紙代 飯料代 中鉄文左衛門殿
一給分金壱分式朱・六百四十四文宛

一、八百文 ろうそく・酒代・紙代 中鉄村四ツ割
一、壱貫八百十四文 此錢六ツ割

一給分三百式文つゝ

二口合一給分金壱分式朱ト九百四十六文家 上鉄御料・私領、中鉄、下鉄
二口合市ヶ尾村分金壱両三分式朱・五百式文 市ヶ尾村 但大場村分持込

三百式文 大場村分

是うち九尺板三百

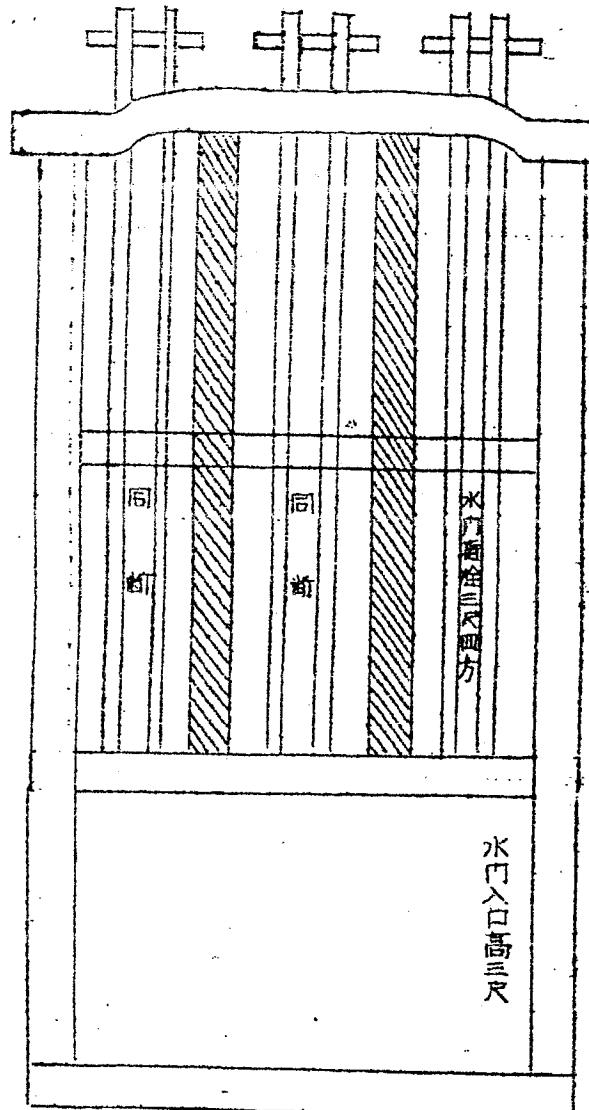
是うち六尺板

是うち四尺板半

是うち四尺板半

4尺口井水口

4尺口井水口



上口井水口

一、柵

式挺

杉 長サ三間半

一、大五寸釘

三百五拾本

末口五寸式ツ割

一、柵杭

十七本

長サ二間位杉うら木

一、柵竹

武尺抱

二十束 但三寸廻り 長八間之処

メ金五両壱分ト銀五匁五分

右之通請負申處実正也、尤為手金と壱両慥受取申候、以上

二月廿二日

王禪寺村

請負人 文次郎

右之通木口等入念相仕立万々一書損寸尺違等有之候とも、絵図面の通無相違相仕立可申候、尤請負方相究候上は、為手金と式割相渡、木口揃之節残り半金、皆出来之上不残相渡可申候、以上

天保書出に見ゆる用水路と其経費

天保十四年七月下鉄村方より地頭所へ提出した同村明細書から、堰用水路に関するものを抜書して見よう。同書に用水路と前書して、

是は水元は鶴見川にて右川幅三十間余、同郡麻生村地内より引用の堀幅大概七尺余り、同堀長サ一里半余有之、当村並上鉄村・中鉄村・大場村・市ヶ尾村五ヶ村組合にて引所候、右用水堀底一体高場にて堰入場所鶴見川底穴難ク、川幅三十間程度中六間杭なしにて難義仕留來り候、年々堰負米五俵御屋敷様より被下置候、尤も高場にて水乗不宜旱損勝に御座候と述べておる。川幅三十間は村方がわざと大袈裟に書いたものであろう。他の記録にも亦実情にも一致しない。次に押切堰に付ても記載がある。それに土手幅三間悪水吐洗井二間と云ふは□引のないところであろう。此所の費用も御屋敷様より被下置候とある。此文は別に引用したから此に掲げない。

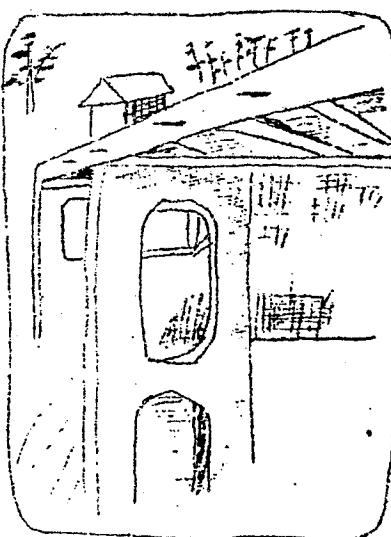
堰及水路に関する必要経常費は地頭が負担して呉れた。其種目と高とは村方より地頭に納める年貢米の内より、小物引として差引されておることが書上られておる。即ち

米五俵	同一斗二升六合	早野 前土留負米
同七升	同二升五合二勺五才	早野 前押切杭篭代米
同一俵	同一斗五升	堰人足扶持米
米二斗五升	計 七俵二斗二升一合二勺五才	麻生 壇土取場代米
		麻生 新堀年貢

である。以上は申す迄もなく下鉄村の場合であるが、之を以て他の四ヶ村も高は異なるも同種な負担をなしたこと推測することが出来よう。

現 堰

現堰は川崎市下麻生字島の下手に在りて、旧堰の下流三町計の地点に當る。此所は鶴見川の幅が広く、堰の上手は六、七間、下手は十間余にも達する。両岸は高く竹木が繁り、南側には低丘が迫り其下の竹林中の一軒家は、後出下麻生側申立書に見ゆる水車業者の後で、上手の森の中の一軒家は吉沢家で、屋下の護岸石垣が目立つておる。





防に沿ふ真福寺方面から来る小流に水を落すようになつておる。此新堰築造の事は、北岸堰側に建てられた石碑の銘文に、

元堰碑

鐵・大場・市ヶ尾三部落為其他内田地五十余町歩灌漑創設堰□蓋属数百年前之事而在干現位置上流約三丁之地際大正十二年九月関東大震災全部崩壊而不可復用因之得兩岸部落承諾更ト現在地點昭和四年六月用鉄筋混擬工起工翌五年九月竣成焉以為最極堅牢工費一萬一千九百四十三円内係國庫補助者三千三百十円県及村補助七百二十三円而歸地主負担者實為七千九百十四円於是乎得官許組織普通水利組合而襲用元堰名稱乃錄其顛末概要永伝後昆云爾

昭和十年四月 磲渓 五十川民撰文並書

(碑陰) 工事關係者として水運組合管理者、委員、設計監督者等廿六人の姓名を刻銘する。

註 五十川民藏は大分県人、中里学校長、郡視学等を歴任した。

碑は高六尺 巾二尺三寸 台石は自然石
此堰工事費約一万二千円は碑銘の如く、國庫県村の補助を得て残額は地主が負担したものであるが、當時地主側としては之が支払が困難なりし為に、鐵・大場・市ヶ尾水利組合を設け、低利資金八千円を借入れ、昭和廿五年度迄に全部償還をなし、以て組合を解散したと云ふ。経費分担割合は、其二分一を鐵、他の二分一を市ヶ尾・大場が、共に田地反別に割当て負担したのであつて、此分担割合は古くより五ヶ村に遵守され來つたものである。

当時の割当田地

鉄	廿五町八反七畝六歩
大場	二町七反八畝
市ヶ尾	十九町二反六畝八歩

此堰に対して下麻生村との間に次の如き争議が起つたのである。

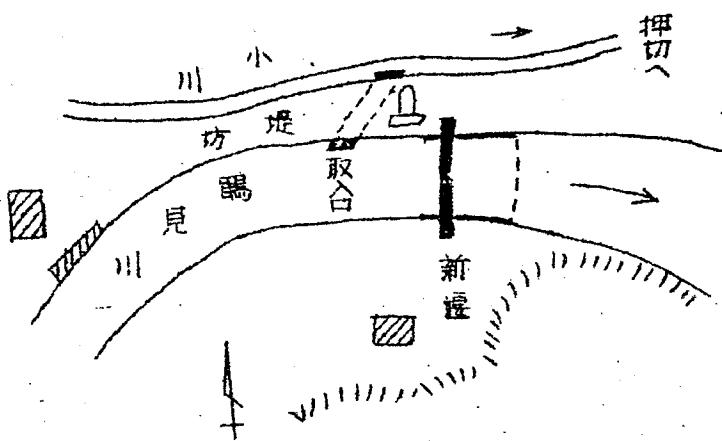
昭和の訴訟

一、提訴	昭和六年四月四日
一、原告	都筑郡柿生村下麻生
一、被告	同 郡中里村鉄

郡 同	村 市ヶ尾
白 森 内 高 杉 森 金 村 渋 鈴 曰 小 島 伝 光 栄 治	
井 野 橋 浦 子 田 谷 木 井 島 同 光 栄 治	
源 三 郎 勝 太 郎 伊 太 郎	富 重 德 島 吉 次 作

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

郡 同 村 大 場



間の橋を架し、橋脚は両岸と中央とに立て、河底を受くることになつておる。而して堰板取外しは人力によるので、水勢強き時は其操作は甚だ困難である。私の此堰に行つた時は雨後で水は濁りて河底は見えず、橋下の堤を漲り落つる水と、下手川底敷コンクリートの尽きた所に落つる水の音とが相和して、附近の静寂を破つて流れて居た。堰の上手五間斗の北岸は、コンクリート造り角樋型の取入口が、堤防下に斜めに埋められ、其堤堰の上手五間斗の北岸は、コンクリート造り角樋型の取入口が、堤防下に斜めに埋められ、其堤

註 訴状は右十一名なるが、判決文は渋谷・村田・森三氏を除いた八名となる。

一、原告の請求

此訴訟物価額金參千七百五拾円也

被告側がやつた堰工事を変更するか又は水害補償料を支払へと請求した訴へである。

一、催告 昭和七年十一月廿四日附内容證明郵便を以て、此月廿九日までに被催告人が中里村をして工事を変更せしむるか、補償料を支払ふかを選択せしめよ。此要求に応ぜざれば催告人が之を選択するとの文面である。催告人は前期原告小島伝治及小沢松藏、井上市藏外七名である。

一、判決 昭和八年三月二十四日横浜地方裁判所第二民事部裁判長判事中西謹一、判事高林茂男、同田中宗雄の名を以て下された。

原告ノ請求ハ之ヲ棄却ス

訴訟費用ハ原告ノ負担トス

一、弁護士 原告側 鹿島 寛・福山隆吉

被告側 森 良作

次に少しく此訴訟の内容に立入つて見よう。前に述べた如く、鉄・大場・市ヶ尾用水路の取入堰が下麻生にあるが、其設備が不完全で年々崩壊するので、其頃中里村に属した三部落は之を永久的なものにしよう。就ては其位置から変更してかかる計画をたてゝ、下麻生部落に其承諾を求めることになった。

一、新位置及取入口

柿生村下麻生字踊場三百六十三番宅地及島百九番宅地との中間

一、堰及護岸工事

神奈川県の認可指令した設計図により、幅五間、高コンクリート基礎工事の上九尺内板五尺を掛け込む。

護岸は堰上は三百六十三番宅地の角迄延長。堰下は設計図以外にコンクリートにて土坡を築く。

ことを基本として、昭和四年五月十日に水利三部落の代表（被告）と下麻生部落代表（原告）との間に協約が成立したのである。

依て中里村では神奈川県の認可を得、同府技師監督の下に昭和四年四月・五月頃工事に着手し、同年八月三十日竣工、同年十月廿三日検査終り、それが前期の現堰である。然るに出来た基礎コンクリートは河床面より表面に高さ三尺一寸以上現はれて居て、設計図の六寸なるに比し二尺五寸も高くなつておる。かくては新堰より旧堰に至る三町の河岸は、竹木の根は腐れ土砂は崩れ、沿岸の道路、畑地は水位上昇の為に水害を蒙る危険が多くなつた故に中里村は出来た工事をやりかへるか、或は協約によつて水害補償料三千七百五十円を支払へと云う訴訟になつたのである。

茲で下麻生部落と、中里三部落との五月十日の協約条項を述べておこう。其協約は六ヶ条から成つて居る。

一、（前記堰、護岸の事）

二、前記の設計よりも水面を引揚ぐる必要があれば、一寸揚ぐる毎に金壱百五十円の水害補償料を中里側が提供する。

三、堰添の道路改修護岸及上盛工事の費用並沿岸水害の補償料として金千二百円を、協約成立と同時に、中里側より下麻生に提供する。

四、堰板の掛け込は水利に必要な時期に限り、其取外し掛け込は下麻生部落の二人に依託する。其作業手当は中里側が負担する。

但此作業は増水時の取外しは水準標により、規定の水量に達し猶増水の慮ある時は臨機の処置をとる。

五、旧大堰の廢止に伴う用水堀及堰附近の処置を現状のまゝ下麻生に引移す。但引移時期は此協約成立の日より二ヶ年保留する。尚時宣によりて一ヶ年延長することにする。

六、此協約成立当時の水車営業者が、堰関係地主と前に契約しておる供水料は、水車営業者が支払のは当然であるが、其業者が営業を廢止した場合には、中里側は其義務を継承して、水利季の月割で供水料を支払う。以上協約六ヶ条の内問題の焦点となつたのは第二項目であ

つたことは云う迄もない。中里側の申立は、
イ、原告の申立の一部を認むるも、他は否認す。

ロ、仮に原告の云う契約があつても、三部落は何も人格を有しないから契約は無効である。

ハ、仮に無効でないとするも、被告等は三部落の委員として協定に関与したに止まり、自ら責任を負うことは夢想だもしなかつた。従つて其法律行為の要素に錯誤があつたものであるから無効である。

二、工事は神奈川県技師監督の下に行はれ、原告は此工事に立会つておりながら、工事中は何等の異議も云はなかつたから、竣工した工事を承認したものである。

等であつた。

横浜地方裁判所が下麻生の請求を棄却するの判決を下した理由は、判決書に明記しておる。

曰く、

神奈川県都筑郡中里村字鉄・大場・市ヶ尾三部落ガ、多年同郡柿生村字下麻生部落ヲ縦貫スル鶴見川ノ上流ニ水利ノ為ニスル堰ヲ有シタルコト、昭和四年五月十日前記中里村鉄・市ヶ尾・大場三部落ニ属スル被告等ト、柿生村下麻生部落ニ属スル原告及訴外小沢松藏外八名トノ間ニ、原告主張ノ(一)乃至(六)ノ協定成立シタルコトハ当事者間ニ争ナキトコロナリ、原告ハ右協定ハ原告及訴外小沢松藏外八名ガ各其部落民ヲ代理シ、被告等ハ各其ノ属スル部落民ヲ代理シテ為シタルモノニシテ、右(一)乃至(六)の協約ノ外談協約ヨリ生スル権利ニツイテハ、原告及訴外小沢松藏外八名並ニ被告等ガ各個人ノ資格ニ於テ夫レ夫レ相手方ニ對シ行使シ、又義務ニ付イテハ夫レ等ノ者ガ各ソノ代理スル部落民ノ義務ヲ重疊的ニ引受ケ、各個人ノ資格ニ於テ之ガ履行ノ責ニ任スベキコト、並ニ被告等ガ訴外中里村ヲシテ該工事ヲ為サシメタル場合ニ、若シ其施行者ガ前記協約ニ定ムル設計書ト相違スル工事ヲナシタルトキハ、被告等ニ於テ原告及訴外小沢松藏外八名ニ對シ訴外、中里村ヲシテ其ノ工事ヲ設計書通リニ変更セシムルカ、若シクハ被告等自ラ該協約ニ定ムル水害補償料ヲ支払フカ、其ノ一ヲ選択シテ履行スベキコトヲ約シタルモノナル旨主張シ、証人小沢松藏ハ之ニ照応スルカ如キ証言ヲ為セトモ、該証言ハ成立ニ争ナキ乙第一号証(協約書)ノ趣旨ニ照シ輒ク措信シ難ク、原告其ノ余ノ証拠ニヨリテハ、被告等ニ於テ原告主張ノ如キ選択債務負担ニ関スル契約ヲ為シタル事實ヲ認ムルニ足ラサルヲ以テ、原告ノ本訴請求ハ爾余ノ争点ニ関スル判断ヲ為ス迄モナク失当ナルコト明カナルガ故ニ之ヲ棄却スベキモノトス 云々

以上で旧五ヶ村用水路の話を終ることにする。今後は昔の如き水喧嘩も起らないであろうが、堰附近の護岸と水路の維持は当然なされなければならない問題であろう。聞く所によると旧五ヶ村即鉄、大場、市ヶ尾三町の内には、旱損に備へて前記上鉄の外に、鶴見川よりの揚水場を設けたものもあるが、河岸からの送水は地形上うまく行かないとの事である。さらば益何百年もの昔に此用水路を計画し実現させた人々の偉業は讃歎されねばならぬ。

昭和三十年十二月発行	
著 者 戸 倉 英太郎	
発行者 戸 倉 未 放	
印刷所 東京都江東区深川古石場二ノ十一 西 村 耕 文 社	
発行所 横浜市鶴見区鶴見町一四二〇 さ き	
電話鶴見(五)二九二四番	

《編者註》

*読みやすくするために、適宜句読点その他を付した。

*明らかな誤字・脱字は訂正した。

*解読不能な文字は□で記した。

*年号の註書きは西暦に直した。

図 - 2 鉄村絵図

